

平成 2 7 年 第 2 回

千 早 赤 阪 村 議 会 定 例 会  
会 議 録

平成 2 7 年 6 月 9 日 開会

1 7 日間

平成 2 7 年 6 月 2 5 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

平成27年第2回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

平成27年6月9日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番	井上昭司	2番	関口ほづみ
4番	浅野利夫	5番	清井浩
6番	田中博治	7番	山形研介

4. 欠席議員

3番 徳丸幸夫

5. 署名議員

2番	関口ほづみ	4番	浅野利夫
----	-------	----	------

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長	松村典英	主査	井ノ本純一
----	------	----	-------

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長	松本昌親	副村長	吉田裕彦
教育長	矢倉龍男	人事財政課長	菊井佳宏
会計管理者兼 総務課長	中野光二	住民課長	池西昌夫
健康福祉課長	和田博幸	健康福祉課参事	西口美和
まちづくり課長	森田洋文	まちづくり課理事	高橋昭二
施設整備課理事	西川浩和	施設整備課理事	松本賢一
施設整備課長	赤阪秀樹	教育課長	北浦秀明
教育課参事	近藤和浩		

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 1号 平成26年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越  
計算書について

日程第 4 報告第 2号 平成26年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算  
繰越明許費繰越計算書について

- 日程第 5 報告第 3 号 平成 26 年度千早赤阪村水道事業会計予算繰越計算書  
について
- 日程第 6 議案第 31 号 専決処分（千早赤阪村税条例等の一部を改正する条  
例）の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 32 号 専決処分（千早赤阪村介護保険条例の一部を改正する  
条例）の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 33 号 専決処分〔平成 26 年度千早赤阪村一般会計補正予算  
（最終）〕の承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第 34 号 専決処分〔平成 26 年度千早赤阪村国民健康保険特別  
会計補正予算（最終）〕の承認を求めることについて
- 日程第 10 議案第 35 号 専決処分〔平成 26 年度千早赤阪村介護保険特別会計  
補正予算（最終）〕の承認を求めることについて
- 日程第 11 議案第 36 号 専決処分〔平成 26 年度千早赤阪村後期高齢者医療特  
別会計補正予算（最終）〕の承認を求めることについ  
て
- 日程第 12 議案第 37 号 専決処分〔平成 26 年度千早赤阪村下水道事業特別会  
計補正予算（最終）〕の承認を求めることについて
- 日程第 13 議案第 38 号 千早赤阪村まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条  
例制定について
- 日程第 14 議案第 39 号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 15 議案第 40 号 平成 27 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 号）  
について
- 日程第 16 議案第 41 号 平成 27 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算  
（第 1 号）について
- 日程第 17 議案第 42 号 平成 27 年度千早赤阪村水道事業会計補正予算（第 1  
号）について
- 日程第 18 議案第 43 号 工事請負契約（千早赤阪村立学校給食センター改修工  
事）の締結について
- 日程第 19 議案第 44 号 工事請負契約（千早赤阪村立小学校及びこごせ幼稚園  
空調機設置工事）の締結について
- 日程第 20 議案第 45 号 動産（小型水槽付消防ポンプ自動車）の取得について
- 日程第 21 議案第 46 号 動産（千早赤阪村立小・中学校通学バス）の取得につ

いて

午前9時59分 開会

○井上議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は6名でございます。定足数に達しておりますので、平成27年第2回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

なお、徳丸議員より本日の会議の欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

まず初めに、松本村長より挨拶がございます。

○松本村長 皆さんこんにちは。

本日は、例年どおりの梅雨入りとなりました。

本日また6月議会の初日でございますが、御出席どうもありがとうございます。

ことし、村は過疎指定の2年目となり、とりあえずそれなりには安定してまいりました。ことしよりビジターセンターの建設、新庁舎新設にスタートを切りました。スタートを切った以上は、できるだけ早く完成に向けて進みたいと思っております。

村は長期にわたり、既に皆さん御存じのとおりでございますが、用地確保の経験がございませんし、用地交渉のスキルの蓄積もございません。中山間地域の開発では、地主の合意を得られず開発を断念せざるを得ませんでしたし、農面道路事業でも用地買収ができず、途中でとまったままでございます。また、分校用地も数十年にわたってトラブルが続いており、解決はできておりません。

本村の事業では、用地問題が解決すれば事業は成立したも同然でございます。行政の私たちも精いっぱい努力いたしますが、ぜひ議員皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

話は変わりますが、ことしは地方創生の年でございます。

私は、当面村が達成すべき目標を人口1,000人アップと税収3億円アップとに置いております。

数少ない地方の成功例を参考にと考えましたが、徳島県の上勝町の例でも理解できるとおり、素晴らしいリーダー、あれと熱意ある住民がセットになって、初めて素晴らしい成功ができると私は考えております。村の職員の中からリーダーが出てくれれば非常にいいと思いますし、また住民の中から、あるいは議会の議員先生の中から素晴らしいリーダーが出てくれればと思っております。ぜひ、村を元気にする提案をお願いいたします。

我々、行政の批判は大いに結構でございますが、行政、議会、職員の英知を集めまして、ぜひいい村をつくり上げたいと思っております。今ほど議会議員の皆さんの御支援が村にとって必要なときはないと私は考えております。新しい村への御提案、御支援をお願い

いたしまして、開会の御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○井上議長 次に、6月1日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

清井議会運営委員長。

○清井議会運営委員長 それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る6月1日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしました。

まず、本日の付議案件は議事日程のとおり、報告第1号から第3号までの報告後、議案第31号から第46号までの16議案でございます。審議方法につきましては、議案第31号から第37号までと議案第43号から第46号までを1議案ごとに本会議において審議することに決しました。議案第38号から第42号の5議案は、村長の提案理由及び総括質疑の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

なお、今期定例会の会期は、本日6月9日から6月25日までの17日間と決しておりますので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○井上議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○井上議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、2番関口議員、4番浅野議員を指名いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月9日から25日までの17日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月9日から25日までの17日間と決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第3、報告第1号平成26年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、議事日程第4、報告第2号平成26年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について及び議事日程第5、報告第3号平成26年度

千早赤阪村水道事業会計予算繰越計算書についての3件を一括議題といたします。

3件の報告を求めます。

松本村長。

○松本村長 報告第1号から報告第3号は、平成26年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、平成26年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、平成26年度千早赤阪村水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

報告第1号は、昨年12月27日付で閣議決定された地域住民生活等緊急支援のための交付金に伴う経費や地区防犯灯整備補助金、富田林分校跡地登記及び境界特定測量等の委託業務事業について、翌年度へ繰り越したものでございます。

続きまして、報告第2号は金剛山ロープウェイの曳索誘導滑車の整備工事について翌年度へ繰り越したものでございまして、いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月29日付において繰越明許費繰越計算書を調製したもので、御報告いたすものでございます。

続きまして、報告第3号は建設改良費の予算のうち、水道事業ビジョン策定業務委託費を翌年度へ繰り越したものでございまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告いたすものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井上議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、報告第1号平成26年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

次のページをお開きください。

平成26年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名地区防犯灯整備補助金、平成26年度金額846万円、全額翌年度へ繰り越すもので、財源は全額一般財源でございます。

事業名富田林分校跡地登記及び境界特定測量等委託業務、平成26年度金額142万8,000円、全額翌年度へ繰り越すもので、財源は全額一般財源でございます。

事業名まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業、平成26年度金額826万9,000円、全額翌年度へ繰り越すもので、財源は全額国庫支出金でございます。

事業名ちはやあかさか魅力向上プロモーション事業、平成26年度金額1,286万2,000円、全額翌年度へ繰り越すもので、財源は全額国庫支出金でございます。

事業名空き家情報バンク利用促進事業、平成26年度金額100万円、全額翌年度へ繰り越すもので、財源は全額国庫支出金でございます。

事業名定住促進空き家活用補助金、平成26年度金額300万円、全額翌年度へ繰り越すもので、財源は全額国庫支出金でございます。

6款商工費、1項商工費、事業名地産品販路拡大支援事業、平成26年度金額260万円、全額翌年度へ繰り越すもので、財源は全額国庫支出金でございます。

事業名プレミアム付商品券発行事業、平成26年度金額4,473万円、全額翌年度へ繰り越すもので、財源は国庫支出金1,139万円、その他3,334万円でございます。

7款土木費、1項土木管理費、事業名地域公共交通確保維持改善事業、平成26年度金額429万3,000円、全額翌年度へ繰り越すもので、財源は全額国庫支出金でございます。

続きまして、報告第2号平成26年度千早赤阪村金剛山事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

次のページをお開きください。

2款観光事業費、1項索道事業費、事業名曳索誘導滑車整備部品納入業務、平成26年度金額135万円、全額翌年度へ繰り越すもので、財源は全額その他財源でございます。

続きまして、報告第3号平成26年度千早赤阪村水道事業会計予算繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

次のページをお開きください。

款資本的支出、項建設改良費、事業名施設改良事業、平成26年度予算計上額5,433万5,000円で、翌年度繰越額496万8,000円は、水道事業ビジョン策定業務委託経費で、財源は全額損益勘定留保資金でございます。

以上、御説明とさせていただきます。よろしく御願い申し上げます。

○井上議長 これより報告第1号、報告第2号、報告第3号に対する質疑に入ります。

田中議員。

○田中議員 ちょっと4項目で教えてください。

今、説明がございました。それから今までも説明があったことはわかっています。

総務費の中で、まち・ひと・しごとっていう創生についての、これどういう方向に800万円を使われるのかということを1つ聞きたいと思います。

それからその下、千早赤阪の魅力向上、これもどういう方向なのか、どういう考えでその1,200万円を使われるのか。

それから、空き家と定住促進、この2つも100万円、300万円、合計400万円について、どのように空き家をなさる考えなのか。

それから、商工費について、地産品とはどんなものか。

ちょっとこの4項目について詳しく教えてください。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 一般会計の繰越明許費で、私どものまちづくり課所管の部分での質問かと思えます。

まず初めに、総合戦略についてでございますけれども、昨年11月に施行されましたまち・ひと・しごと創生法に基づきまして、市町村において平成27年度中に地方版の総合戦略の策定を求められておると。この総合戦略を策定することによって国からの交付金が受けられるということで、本年度戦略の策定に取り組むものでございます。

もう既に動き出しておりまして、業者選定も終わりました、各課等の事業の洗い出し等々を今後進めていくところでございます。

今期定例会の全員協議会でも、詳細につきまして御説明を申し上げる予定にしております。

続きまして、ちはやあかさか魅力向上プロモーション事業でございますけれども、この部分につきましては特段村の観光でございますけれども、観光資源あるいは村のいろんな資源を利用して村をPRしていこうということで予算計上させていただいたものでございます。

この件につきましては、ちょっとまだ実際に具体的にどのような事業までやっていくかっていうところで今精査をしておる段階でございます、今月中にも早々に仕様を固めまして、事業者への委託ということで進めてまいりたいと考えております。

続きまして、下の空き家情報バンク利用促進事業、定住促進空き家活用補助金につきまして、関連いたしますので、この2事業でございますけれども、昨年の年度末に両要綱を作成をいたしまして、まず空き家を提供いただける方の募集でありましたり、既に村で住みたいという御希望がある方、空き家を御利用して村に定住したいという方への補助制度として設けておるところでございます。

現在、4月からの施行ということでしておりますが、5月末現在では17件ほどの問い合わせもいただいております。その中で、実際空き家バンクに登録したいという住宅1棟ございます。

この下の補助金ですけれども、2件のもう申請をいただいております、既にもう定住に向けて具体的に転入していただいた方も1件ございます。

続きまして、商工費でございますけれども、販路拡大の部分でございます。

この分につきましては既に4月から施行いたしております、広報やホームページでPRをさせていただいておりますけれども、村でいろんな事業を始めたい、今まで事業やっていた方で、実際に事業の仕方、PRの仕方がわからないという事業者さんに向けて、一定の補助金を出して販路の拡大を図っていただくことでの補助制度といたしております。

実際にまあ、ああいうイベント等で、見本市等で展示したいということの費用等につきましては、補助率2分の1で15万円の頭打ちということで補助金のほうを設定させていただいております。

それと、専門家に御意見を伺いたい等々非常になかなか一般の事業者さんでは費用もかかる部分でございますけれども、その分につきましても補助率2分の1ということで、100万円の上限ということで制度をつくっております。

ただ、この分につきましては今ちょっとまだうちの村のほうには具体的にこの補助金利活用したいというお問い合わせはございませんけれども、今後もPRに努めてまいりたいと考えております。

それと、あとプレミアムつき商品券の発行事業でございます。

この分につきましても、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で位置づけをいたすものでございますが、先行型として国の交付金、平成26年度の補正予算で設定されたものでございます。

この分については、もう既に広報、ホームページ等々でまず詳細のほうをお知らせをしておるわけでございますけれども、ただこの事業は近隣の市町とも調整を行いまして、富田林商工会のほうに委託をさせていただくということで進めております。いろいろ調整をいたしております、実際は8月の後半から年内いっぱいですね、商品券を使っていただけかなということで今最終の詰めの段階でございますが、プレミア率2割ということで非常にお得な券ということで、3,000セットを発行予定ということで現在進めております。

この分につきましても、また詳細等今期定例会の全員協議会で御説明申し上げたいと考えております。

以上でございます。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 全協でお知らせお願いいたします。

1つだけ、定住の空き家促進、私の近所に2年前ほどから河内長野からおいでになって

る方もおいでです。

補助金等々について、今2件という問い合わせがあるということなんですけど、そういう方、2年前と比較して段差があったら、非常にその方不満を持つかなとちょっと懸念してるんですけど、これいつから採用されるのかわかりませんが、その補助金が1件当たり幾らだという補助金になると思いますけど、借家されてる方も小吹台におられますので、その辺の段差がないような方法はできないものかとは思っています。その辺の御不満出てこないように、御配慮をお願いします。

以上です。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、報告第1号平成26年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御了承願います。

報告第2号平成26年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御了承願います。

報告第3号平成26年度千早赤阪村水道事業会計予算繰越計算書の報告について御了承願います。

~~~~~

○井上議長 議事日程第6、議案第31号専決処分（千早赤阪村税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第31号は、平成27年3月31日付で専決処分いたしました千早赤阪村税条例等の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、平成27年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い改正するもので、軽自動車税のグリーン化特例及び二輪車に係る税率引き上げ時期の延長などについて専決処分させていただいたものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 それでは、改正内容について新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表をごらんください。

まず、2ページ目の上段でございますが、地方税法第292条第1項第4号の5の改正に基づき、法人村民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴うものがございます。

次に、3ページ下段の附則第5条の3の2は、地方税法の改正に伴い、個人住民税における住宅ローン減税の適用期限を平成31年6月まで延長するものがございます。

次に、4ページの附則第6条の2でございますが、第6項は都市再生特別措置法に規定する認定事業者が一定の認定事業により取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を設けるものがございます。

第7項及び第8項は、津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定が締結された津波避難施設の用に供する家屋のうち、避難用部分及び避難の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の特例措置でございます。

第9項から第11項は繰り下がりによる改正でございますが、第12項は高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービスつき高齢者向け住宅である一定の借家住宅に係る固定資産税の減税措置を行うものがございます。

次に、第6条の3及び次のページの第7条、第7条の2につきましては、土地に係る負担調整措置に係る改正でございますが、平成29年度まで延長するものがございます。

次に、第9条はふるさと納税について申告手続の簡素化を図り、村民税に関する申告書を提出することなく寄附金控除の適用を受けることができるための規定でございます。

次の9ページの第23条は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車について、平成28年度分の税率を軽減する特例措置に関する規定でございます。

第1項は、電気自動車及び天然ガス自動車について、税率をおおむね100分の75軽減するものがございます。

第2項は、ガソリン車で乗用の物については平成32年度燃費基準より20%以上燃費性能がよいものについて、貨物用の物については平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能のよいものについて、税率をおおむね100分の50軽減するものがございます。

第3項は、ガソリン車で乗用の物については平成32年度燃費基準値を満たすものについて、貨物用の物については平成27年度燃費基準より15%以上燃費性能のよいものについて、税率をおおむね100分の25軽減するものがございます。

次に、11ページでございます。

平成26年6月4日、条例第12号により改正を行いました千早赤阪村税条例の附則として、軽自動車の登録を受けて14年を経過した車両に対する重課税の規定を追加するものでございます。

次に、13ページでございます。

附則第1条第2号及び第3号は、二輪車に係る軽自動車税の見直し時期を1年間延長する改正でございます。

附則第4条及び附則第6条は、新税率及び重課税の施行期日の改正でございます。

次に、15ページの附則第1条は、施行期日でございます。

附則第2条から附則第4条までは、税目ごとの特例措置でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

浅野議員。

○浅野議員 今税条例、軽自動車の関係なんですけど、説明をいただきました。

第23条の第1項電気自動車とかガソリン車とか、そのガソリン車の乗用タイプとかという区分はわかるんですけど、その前にこれ附則なんですけど、第42条第2項に軽自動車及び小型特殊自動車とあるんですよ。その中で、これ左側と右側に両方ありまして、3,900円が当分1,000円になるとか、6,900円が1,800円とかあるんですけど、この5段の内訳、一番上は何が該当するのか、2番目は何か、教えていただけませんか。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 内訳でございますが、それぞれの税目ごとの車両ごとの税金の額でございます。例えば3,900円に係るものにつきましては三輪の物でございます。また、6,900円については軽自動車も営業用の乗用車という形で、各それぞれの車両ごとの税目でございます。

以上でございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 これ、新車に関して3,900円が1,000円になるということの解釈でよろしいですか。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 これにつきましては、新車の登録を受けた車両について、例えば軽自動車で行きますと、今年度の新規登録車については1万800円の税金がかかります。

それについては、例えば電気自動車等で同じ75%の減税を受けるという場合には、2,700円に下がるというような改正でございます。

以上でございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 ちょっとここは、この前にこれは附則なんですけど、軽自動車の納税自動車税ということで、第42条があるんですよね。

そこに、その前の前段を見ますと、三輪のものが年額3,100円とか、この数字が余り、乗用のものは営業であれば5,500円とか、自家用車が7,200円とか、貨物とかいろいろ出てくるんですけども、これにぴったりする該当のものがありませんけれども、これは附則のほうを優先するという考え方でいいんでしょうか、ちょっと。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 税条例につきましては、地方税法の中で当然改正されておりました、附則以前に改正を行った附則の改正というものがございますので、今の条例と合っていない分も若干ございます。

以上でございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 これは専決処分されてるんですけども、その税条例の中の第43条、軽自動車税の納期は5月1日から同月31日までということで、5月いっぱいこれ納税する必要あるんですけども、今回新車の場合は、これは来年の5月1日から3月31日までに納税されればええということになるんでしょうか。

では、来年の収入になるということでしょうかね。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 納期については従前どおりでございます、特に変わりございません。

今回のこの改正につきましては、27年度に新車登録を行った軽自動車につきまして、その税額を28年度分についてのみ1年間ですが軽減するという改正でございます。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第31号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決する

ことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第31号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第31号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第7、議案第32号専決処分（千早赤阪村介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第32号は、平成27年4月10日付で専決処分いたしました千早赤阪村介護保険条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、介護保険法改正により、平成27年4月から公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を行うこととされたことを踏まえ、介護保険法施行令において対象者及び軽減幅が定められました。

この介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年4月10日に公布及び施行され、平成27年度分の保険料から適用することとされたため、専決処分させていただいたものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を和田健康福祉課長。

○和田健康福祉課長 それでは、議案第32号専決処分（千早赤阪村介護保険条例の一部

を改正する条例)の承認を求めることについて御説明申し上げます。

この条例改正は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年4月10日に公布及び施行されたことに伴い、所要の改正を行いました。

改正の内容でございますが、介護保険法の改正により、平成27年4月から低所得者の保険料軽減強化を行うこととされたことを踏まえ、介護保険法施行令において対象者及び軽減幅が定められたため、第1号被保険者の第1段階の保険料3万7,390円を3万3,650円に改正いたしました。

新旧対照表をごらんください。

保険料率第2条第2項の次に第3項として、新旧対照表ですが、第1項の次に2とありますが、ミスプリントですので訂正をお願いします。

第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず3万3,650円とするを加えるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

経過措置として、改正後の千早赤阪村介護保険条例第2条第3項の規定は平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については適用しない。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 3万7,390円を3万3,650円に減額するというところで、これの対象者はどれぐらいおられて、村の影響額幾らになるのかお尋ねします。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 まず、対象者でございますが、当初予算ベースになりますけども、対象者は391人でございます。

それから、影響額でございますが、146万2,000円程度になると思います。

あと、国庫負担金で2分の1、府費4分の1がございまして、国費として大体73万1,170円とあと府費が4分の1、村4分の1でございます。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

清井議員。

○清井議員 今それだけの影響額出たもんについて、予算書どういう財源で補填するんですか。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 一応財源につきましては、繰り入れで対応したいと考えております。一般会計からの繰り入れでございます。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませぬか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第32号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませぬか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第32号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第32号に対する討論に入ります。

討論される方はありませぬか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませぬか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第8、議案第33号専決処分〔平成26年度千早赤阪村一般会計補正予算(最終)〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第33号は、平成27年3月31日付で専決処分いたしました平成26年度千早赤阪村一般会計補正予算(最終)について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、3月定例議会以降確定した財源や経費について補正させていただいたものでございまして、歳入歳出それぞれ9,920万2,000円を増額いたしまして、予算総額を29億2,314万6,000円といたすものでございます。

主な内容でございますが、まず歳入におきましては、村税、地方消費税交付金、地方交付税等の一部財源の増減補正、また国庫及び府支出金、繰入金、村債、その他特定財源の最終確定に伴います増減の補正でございます。

一方、歳出につきましては、特定財源の確定に伴います財源更正及び不用によります減額補正など行わせていただきました。

なお、不用等によります余剰金につきましては、財政調整基金で調整しております。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 議案第33号専決処分の承認を求めることについて、平成26年度千早赤阪村一般会計補正予算（最終）の御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ9,920万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,314万6,000円といたします。

第2条は、地方債の補正でございます。

6ページをお開きください。

地方債の額の変更でございます。変更となる起債事業につきましては14事業で、補正限度額の合計が1億1,240万円を1,300万円減額し、9,940万円とさせていただきます。

1段目は防災対策事業債で、2段目の村道・橋梁整備事業から最下段の中学生海外派遣事業が過疎対策債でございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

12ページをお開きください。

2歳入でございます。

歳入全般につきましては、確定したもの、また決算見込みによる増減補正でございます。主なものにつきまして御説明申し上げます。

1款村税、1項村民税、1目個人330万円の減、2目法人400万円の増、2項固定資産税、1目固定資産税780万円の増、4項村たばこ税、1目村たばこ税110万円の

減でございます。

次のページをお開きください。

4 款配当割交付金 3 1 3 万 4, 0 0 0 円の増、5 款株式等譲渡所得割交付金 2 9 3 万円の増、6 款地方消費税交付金 5 9 0 万 6, 0 0 0 円の増でございます。

次のページをお開きください。

1 0 款地方交付税 9, 3 9 9 万 7, 0 0 0 円の増でございます。

1 2 款分担金及び負担金、1 項分担金、4 目災害復旧費分担金 1 8 万 2, 0 0 0 円の減から 2 0 ページの中段、1 5 款府支出金、1 項府負担金、1 目民生費府負担金 1 7 0 万 7, 0 0 0 円の減までの負担金、使用料及び手数料、国庫支出金などの増減は事業確定などによるものでございます。

下段の 2 項府補助金、1 目総務費府補助金 2, 4 3 3 万 8, 0 0 0 円の増は、市町村振興補助金の増でございます。

2 目民生費府補助金 1 1 0 万 6, 0 0 0 円の減から 2 2 ページの中段、3 項府委託金、6 目土木費府委託金 3 3 万 1, 0 0 0 円までの減の増減は事業確定などによるものでございます。

次のページをお開きください。

1 8 款繰入金、2 項基金繰入金 1, 3 2 3 万 4, 0 0 0 円の減、財政調整基金繰入金の減でございます。

2 0 款諸収入、4 項雑入 3 5 3 万円の増でございます。

次のページをお開きください。

2 1 款村債、3 目民生債 3 0 万円の減から 9 目教育債 3 1 0 万円の減は事業確定などによる地方債の減でございます。

続きまして、3 歳出でございます。

歳出の全般につきましては、事業確定などによるそれぞれの不用による減及び財源更正の増減補正などがございます。主なものにつきまして御説明申し上げます。

2 8 ページをお開きください。

1 款議会費、1 目議会費 1 2 3 万 3, 0 0 0 円の減、会議録作成委託料とアルバイト賃金などの減でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 5 9 0 万 6, 0 0 0 円の減は、3 節職員手当 7 9 万 9, 0 0 0 円と 4 節共済費 2 9 1 万 7, 0 0 0 円の減などがございます。

次のページをお開きください。

中段、4 目財産管理費 5 2 2 万 4, 0 0 0 円の減は、庁舎等維持管理経費 4 2 5 万 8,

000円の減などがございます。

5目財政管理費2億5,047万3,000円の増は、財政調整基金等の積立金でございます。

32ページをお開きください。

8目電子計算費456万1,000円の減は、内部情報系経費の減などがございます。

36ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2,082万3,000円の減は、介護・訓練等給付事業費や臨時福祉給付金関係経費の減などがございます。

40ページをお開きください。

3目老人医療助成費298万7,000円の減から6目子ども医療助成費469万2,000円の減は、いずれも医療助成費などの各種補助事業の確定によります減でございます。

9目介護保険費585万2,000円の減、介護保険特別会計繰出金の減などがございます。

次のページをお開きください。

2項児童福祉費、2目児童措置費691万2,000円の減は、児童手当支給費や保育所運営費負担金などの減でございます。

続きまして、44ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1,105万2,000円の減、予防接種事業経費や、次のページをお開きください。

母子保健事業経費などの確定による減でございます。

続きまして、48ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費127万8,000円の減、農業総務一般関係経費の減などがございます。

50ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、3目観光費442万円の減、観光振興ビジョン策定委託料などの減でございます。

52ページをお開きください。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費629万6,000円の減、小吹台地区村内舗装工事などの減でございます。

54ページをお開きください。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費448万1,000円の減、消防事務委託料

の減でございます。

続きまして、56ページをお開きください。

5目災害対策費866万7,000円の減、18節備品購入費などの減でございます。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費187万3,000円の減、4節共済費などの減でございます。

58ページをお開きください。

2項小学校費、1目学校管理費374万8,000円の減、7節賃金などの減でございます。

60ページをお開きください。

3項中学校費、2目教育振興費232万3,000円の減、教育振興経費などの減でございます。

64ページをお開きください。

6項保健体育費、3目学校給食費289万8,000円の減、学校給食センター改修工事実施設計業務委託料などの減でございます。

以上、御説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

浅野議員。

○浅野議員 ちょっと福祉の関係ですけれども、社会福祉の、これ38ページ、内容は右側で臨時福祉給付金、ちょっと大きいので1,094万円減となっておりますけれども、これの大きな要因は何でしょうか、教えていただけますか。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 臨時福祉給付金でございますけれども、基本的には対象者数が予算よりも少なかったということで、対象者数の減による減ということでございます。

以上でございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 対象者数の減であれば、当初何人ぐらいあったのが何倍減ったかなという、ちょっと教えてもらえません。

それとあわせまして、その次のページ、子ども医療費とかひとり親とかいろいろあるんですけど、やはり子育て一番大事なんで、今までにそういう形で子どもの、これも不用による減だと思いますけれど、今まで何人対象でどのぐらい減ったのか、この辺の関係も教えていただけませんか。

時間がかかるようでしたら、また後で教えてください。結構です。

○和田健康福祉課長 ちょっと資料さがします。

○井上議長 そしたら、資料後ほど。

○浅野議員 はい、後で結構です。

○井上議長 それでいいですか。

○浅野議員 はい。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第33号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第33号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第33号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第9、議案第34号専決処分〔平成26年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(最終)〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第34号は、平成27年3月31日付で専決処分いたしました平成26

年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（最終）について、議会の承認を求めるものでございます。

事業勘定においては、歳入歳出それぞれ1,051万2,000円を減額いたしまして、予算総額を9億1,966万7,000円といたしたものでございます。

歳入の主なものにつきましては、医療給付費等負担金及び財政調整交付金など国庫支出金、退職被保険者等に係る療養給付費等交付金、府支出金、基金繰入金ほか特定財源の確定に伴います増減の補正でございます。

歳出につきましては、総務費、一般被保険者に係る保険給付費、保健事業費などの不用額の減並びに財源更正でございます。

直営診療所施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ46万円を増額いたしまして、予算総額を1,171万6,000円といたしたものでございます。

歳入の主なものにつきましては、一般会計繰入金及び事業勘定繰入金などの確定に伴います増額補正でございます。

歳出につきましては、一般管理費の負担金補助及び交付金の増でございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を池西住民課長。

○池西住民課長 それでは、議案第34号専決処分の承認を求めることについて、平成26年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（最終）を御説明申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書により御説明申し上げます。

まず、事業勘定分でございます。歳入では、国庫支出金や療養給付費等交付金などの確定に伴う増減です。

歳出は、経費の不用による減と財源更正が主な内容で、最終的な数計整理を行いました。

次に、直営施設勘定でございますが、一般会計繰入金などの確定に伴う増額で、最終的な数計整理を行いました。

10ページをお願いします。

事業勘定、2歳入でございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、3目特定健康診査等負担金、補正総額は1,335万3,000円の減で、それぞれ負担金の確定に伴う減でございます。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、補正額は522万8,000

円の増で、補助金の確定に伴う増でございます。

5 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金、補正額は1, 3 3 8 万 5, 0 0 0 円の減で、交付金の確定に伴う減でございます。

6 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金、補正額は1, 2 4 0 万 6, 0 0 0 円の増で、交付金の確定に伴う増でございます。

7 款府支出金、1 項府負担金、2 目特定健康診査等負担金、補正額は6 万 4, 0 0 0 円の減で、負担金の確定に伴う減でございます。

7 款府支出金、2 項府補助金、1 目財政調整交付金、2 目事業助成補助金、補正額は4 1 5 万 5, 0 0 0 円の増で、それぞれ補助金の確定に伴う増減でございます。

次のページをお願いします。

1 0 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、補正額は8 万 3, 0 0 0 円の減で、財政調整基金の利息の減でございます。

1 1 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額は1 0 2 万 5, 0 0 0 円の増で、1 節保険基盤安定繰入金から4 節財政安定化支援事業繰入金の確定に伴う増減でございます。

1 1 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、補正額は1, 2 4 0 万 6, 0 0 0 円の減で、歳入歳出額の確定に伴う減でございます。

1 3 款諸収入、3 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金、補正額5 9 6 万 5, 0 0 0 円の増で、納付金の確定に伴う増でございます。

次のページをお願いします。

3 歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の7 節賃金から1 3 節委託料までの補正総額は9 3 万 4, 0 0 0 円の減で、財源更正と電算システム変更委託料の減などがございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費から5 目審査支払手数料までの補正総額は4 9 2 万 6, 0 0 0 円の減で、財源更正と一般被保険者療養給付費等の不用による減でございます。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費から4 目退職被保険者等高額介護合算療養費までの補正総額は2 0 2 万 7, 0 0 0 円の減で、財源更正と一般被保険者高額療養費等の不用による減でございます。

次のページをお願いします。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、補正額は8 4 万円の減で、

財源更正と出産育児一時金の不用による減でございます。

2 款保険給付費、5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、補正額は45万円の減で、財源更正と葬祭費の不用による減でございます。

2 款保険給付費、6 項精神・結核医療給付金、1 目精神・結核医療給付金、補正額は25万8,000円の減で、精神・結核医療給付金の不用による減でございます。

3 款後期高齢者支援金、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金は財源更正でございます。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、財源更正でございます。

次のページをお願いします。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、7 節賃金から13節委託料までの補正総額は76万5,000円の減で、財源更正とアルバイト賃金などの減でございます。

8 款保健事業費、2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、補正額は9万4,000円の減で、3 目健康家庭表彰費、補正額は13万5,000円の減で、いずれも財源更正と不用による減でございます。

9 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金、補正額は8万3,000円の減で、財源更正と預金利子の積立金の減でございます。

10 款諸支出金、3 項繰入金、1 目施設勘定繰入金は、財源更正でございます。

続きまして、直営診療施設勘定でございます。

24 ページをお願いします。

2 歳入でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額29万4,000円の増で、一般会計繰入金でございます。

4 款繰入金、2 項事業勘定繰入金、1 目事業勘定繰入金、補正額16万6,000円の増で、事業勘定繰入金でございます。

歳入はいずれも確定に伴う増でございます。

次のページをお願いいたします。

3 歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、19 節負担金補助及び交付金、補正額46万円は繰入金の確定に伴う増でございます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第34号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第34号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第34号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第10、議案第35号専決処分〔平成26年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(最終)〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第35号は、平成27年3月31日付で専決処分いたしました平成26年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(最終)について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、3月定例議会以降確定した財源や経費について、議会を招集する時間的余裕がないことから補正させていただいたものでございます。

歳入歳出それぞれ1,945万4,000円を減額いたしまして、予算総額を6億4,013万8,000円といたしましたものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金の特定財源の確定に伴います減額の補正でございます。

歳出につきましては、総務費、保険給付費など不用額の減額並びに財源更正をいたしたものでございます。

内容につきましては担当課長より説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を和田健康福祉課長。

○和田健康福祉課長 それでは、議案第35号専決処分の承認を求めることについて、平成26年度介護保険特別会計補正予算（最終）の御説明を申し上げます。

8ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の2歳入でございます。

歳入全般につきましては、保険給付費など確定したものや決算見込みによる増減補正でございます。主なものにつきまして御説明申し上げます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料158万9,000円の増でございます。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、2 目地域支援事業費負担金23万8,000円の減でございます。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料2,000円の増でございます。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金15万1,000円の増で、国庫負担金の交付決定によるものでございます。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金15万4,000円の減で、調整交付金の交付決定によるものでございます。

2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）2万1,000円の減、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）7万2,000円の減、4 目事務費補助金6万7,000円の減で、事業確定によるものでございます。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金898万1,000円の減、次ページをお開きください。

2 目地域支援事業支援交付金2万5,000円の減、いずれも交付決定によるものでございます。

6 款府支出金、1 項府負担金、1 目介護給付費府負担金62万1,000円の増でございます。交付決定によるものでございます。

3 項府補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）1万1,000円の減、2 目

地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）3万6,000円の減、3目事業費補助金41万5,000円の減で、事業費の減でございます。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金2万6,000円の増でございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金330万8,000円の減、2目地域支援事業交付金（介護予防事業）2万円の減、3目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）10万4,000円の減で、保険給付費や事業費確定によるものでございます。

4目その他一般会計繰入金124万4,000円の減で、要介護認定事務費などによるものでございます。

2項基金繰入金、2目介護給付費準備基金繰入金723万4,000円の減で、保険給付費の確定によるものでございます。

次のページをお開きください。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金8万7,000円の増でございます。

次のページをお開きください。

3歳出でございます。

歳出全般につきましては、事業費等が確定したことによります不用額の減額や財源更正による増減補正でございます。主なものにつきまして御説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費66万9,000円の減、2目連合会負担金1万6,000円の減で、不用による減でございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費6万7,000円の減で、不用による減でございます。

3項介護認定審査会費、1目認定調査等費27万3,000円の減で、不用によるものでございます。

2目認定審査会共同設置負担金23万2,000円の減で、審査会委員の欠席の委員報酬等の減などがございます。

次のページをお開きください。

5項計画策定委員会費、1目計画策定委員会費35万4,000円の減で、昨年度策定いたしました高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の委員報酬等の減でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費で、1目居宅介護サービス給付費から9目居宅介護サービス計画給付費、合計1,265万1,000円の減で、財源更正及び不用による減でございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費から次のページをお開きく

ださい。

7目介護予防サービス計画給付費、合計248万8,000円の減で、不用による減でございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料22万1,000円の減で、不用による減でございます。

続きまして、最下段、6項特定入所者介護サービス等費151万5,000円の減で、不用による減でございます。

次のページをお開きください。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目二次予防事業費17万9,000円の減、2目一次予防事業費6,000円の減で、不用による減でございます。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目地域包括支援センター事業費10万4,000円の減、6目任意事業費62万4,000円の減で、不用による減でございます。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金2万6,000円の増で、預金利息を基金積立金に積み立てるものでございます。

次のページをお開きください。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金8万1,000円の減でございます。

以上で御説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 平成27年度より第6期で介護保険料が非常に上がりまして、いろんな高齢者への負担がふえるということで本当に心配されているんですが、この今回の専決処分では介護給付費の準備基金からの繰入金723万4,000円などもとへ戻してるわけですが、介護給付費の準備基金の残高、見込みでどれぐらいになるのかお尋ねします。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 濟いません、たびたび申しわけありません。

ちょっと資料今持ってないので、また報告させていただいてよろしいでしょうか。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 もうこの介護給付費の準備基金っていうのは、給付費が非常に上がっていったときのためにためてるものだと思うんですけども、今回第6期の保険料算定するときに、国保のように一般会計からの繰り入れはできないというような回答だったんですけども、今回のこの介護給付費の準備基金などを活用して、できるだけ負担を抑えていただ

きたいという思いで質問させていただいたんですけれども、この残高についてはまた後ほど教えていただきますようにお願いします。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第35号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第35号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第35号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第11、議案第36号専決処分〔平成26年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(最終)〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第36号は、平成27年3月31日付で専決処分いたしました平成26年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(最終)について、議会の承認を求めます。

歳入歳出それぞれ221万5,000円を減額いたしまして、予算総額を8,838万5,000円といたしましたものとさせていただきます。

歳入につきましては、保険料、一般会計繰入金などの減額でございます。

歳出につきましては、総務費、広域連合納付金など経費の不用による減額でございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を池西住民課長。

○池西住民課長 それでは、議案第36号専決処分の承認を求めることについて、平成26年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（最終）を御説明申し上げます。

本補正は、総務費の経費の不用や広域連合納付金の確定による減額と後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金などの確定による最終的な数計整理を行いました。

歳入歳出事項別明細書の歳入より御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

2歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料、補正額27万5,000円の減で、主に現年度分保険料でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、補正額2万6,000円の減でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額20万2,000円の減、2目保険基盤安定繰入金145万6,000円の減、合計165万8,000円の減でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額26万6,000円の減で、前年度の繰越金でございます。

5款諸収入、4項雑入、1目雑入、補正額1万円の増でございます。

次のページをお願いします。

3歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、9節旅費3,000円の減、11節需用費6万5,000円の減、12節役務費5万9,000円の減、今回補正総額12万7,000円の減は不用による減でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額182万3,000円の減で、保険料、延滞金、保険基盤安定納付金でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金17万4,000円の減

でございます。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、補正額 9 万 1, 0 0 0 円の減は不用による減でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 6 号につきましては、会議規則第 3 8 条第 3 項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 6 号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第 3 6 号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第 3 6 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第 1 2、議案第 3 7 号専決処分〔平成 2 6 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（最終）〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第 3 7 号は、平成 2 7 年 3 月 3 1 日付で専決処分いたしました平成 2 6 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（最終）について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1,964万1,000円を減額いたしまして、予算総額を2億1,593万8,000円といたしましたものでございます。

主な内容でございますが、歳入では国庫支出金を610万円、一般会計繰入金を1,010万1,000円、下水道事業債を270万円減額するものでございます。

歳出では、下水道総務費、下水道建設費、公共下水道管理費、公債費の減額が主なものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を赤阪施設整備課長。

○赤阪施設整備課長 議案第37号専決処分の承認を求めることについて、平成26年度千早赤阪村下水道会計補正予算（最終）につきまして御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。全般にわたりまして、確定に伴う増減でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目分担金2,000円の減でございます。

続きまして、2項負担金、1目受益者負担金44万1,000円の増でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料146万7,000円の減でございます。有収水量の減によるものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金610万円の減でございます。補助金確定によるものでございます。

4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金1,010万1,000円の減でございます。

5款諸収入、1項村預金利子、1目村預金利子1,000円の減でございます。

5款諸収入、2項雑入、1目雑入28万9,000円の増でございます。流域下水道負担金精算金に伴う返還金でございます。

次ページをお願いします。

6款村債、1項村債、1目下水道債270万円の減でございます。

なお、地方債の補正につきましては、4ページ目から5ページ目の第2表地方債補正に記載いたしております。

続きまして、14ページの歳出でございます。

1款下水道費、1項下水道総務費、1目一般管理費111万6,000円の減でございます。職員人件費などの減によるものでございます。

2項下水道建設費、1目下水道建設費1,347万7,000円の減でございます。国庫補助金の確定に伴います事業量の減と水道事業への支障物件補償の減などによるものでございます。

2目流域下水道建設費203万3,000円の減でございます。流域下水道建設費負担金の減によるものでございます。

3項下水道管理費、1目公共下水道管理費87万5,000円の減でございます。修繕費等の減によるものでございます。

2目流域下水道管理費114万1,000円の減でございます。流域下水道負担金の減によるものでございます。

2款公債費、1項公債費、2目利子85万1,000円、下水道事業債償還利子の減によるものでございます。

3目一時借入金14万8,000円の減で、不用による減でございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第37号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第37号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第37号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで休憩を行います。

11時40分から再開いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時40分 再開

○井上議長 休憩前に引き続き再開いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第13、議案第38号千早赤阪村まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第38号は、千早赤阪村まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条例についてでございます。

本議案は、千早赤阪村人口ビジョン及び総合戦略の策定並びに効果検証に際して、その妥当性、客観性を担保するに当たり、外部有識者等の参画による千早赤阪村まち・ひと・しごと創生有識者会議を設置するため条例制定を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

田中議員。

○田中議員 1つだけ。

何人で構成されるのでしょうか。委員長及び委員をもって組織すると書いてあるけど、これ若干名ですか。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 委員については、現行条例が議決いただいて可決いただいてからということで進めてまいりたいと考えておりますけれども、昨年度の補正予算では16名の委員さんということで想定をさせていただいておりますけれども、今のところ10名程度の委員さんでお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第38号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第14、議案第39号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第39号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、大阪府や大阪広域水道企業団からの派遣職員の給料額について、派遣元との均衡を考慮して村長が給料額を決定できるよう条例改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第39号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第15、議案第40号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第40号は、平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ3,346万4,000円を追加いたしまして、予算総額を30億2,656万2,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、人件費につきましては4月1日付の人事異動に伴う組みかえや非常勤職員経費、消防団員の退職に伴います費用、桐山地区のおんだ水路に係る設計委託料などの増額でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第40号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれ所管の項目を分割付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第16、議案第41号平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第41号は、平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ523万4,000円を減額補正いたしまして、予算総額を2億4,690万8,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入では一般会計繰入金523万4,000円を減額するものでございます。

歳出では、下水道総務費などの職員人件費523万4,000円を減額するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第41号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第17、議案第42号平成27年度千早赤阪村水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第42号は、平成27年度千早赤阪村水道事業会計補正予算(第1号)についてでございます。

収益的支出につきましては、営業費用について538万6,000円を減額補正するものでございます。

また、資本的支出につきましては、建設改良費を111万8,000円の減額補正するものでございます。

内容といたしましては、4月1日付の人事異動に伴う人件費の減額でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第42号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第18、議案第43号工事請負契約（千早赤阪村立学校給食センター改修工事）の締結についてを議題といたします。

議案提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第43号は、千早赤阪村立学校給食センター改修工事を実施するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、5,000万円以上の工事の請負について議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 それでは、議案第43号工事請負契約の締結について御説明いたします。

契約の目的は、千早赤阪村立学校給食センター改修工事でございます。

契約の方法は、事後審査型条件つき一般競争入札による契約で、この一般競争入札につきましては、4月22日に一般競争入札の公告、5月18日正午に締め切りを行いました。翌日の19日に開札を実施し、審査後落札候補者を決定し、25日に仮契約を締結いたしました。

契約金額は、6,966万円。

契約の相手方は、大阪府南河内郡千早赤阪村大字東阪179、千福建設株式会社、代表取締役千福啓治でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 もちろんこれ工事は夏休み期間中になるかと思いますが、具体的な日程を教えてください。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 工事につきましては、工期は平成27年8月23日までということになっておりますので、夏休み中に終える予定です。

以上です。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第43号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第43号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第43号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第19、議案第44号工事請負契約（千早赤阪村立小学校及びこごせ幼稚園空調機設置工事）の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第44号は、千早赤阪村立小学校及びこごせ幼稚園空調機設置工事を実施するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、5,000万円以上の工事の請負について議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 それでは、議案第44号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

契約の目的は、千早赤阪村立小学校及びこごせ幼稚園空調機設置工事でございます。

契約の方法は、事後審査型条件つき一般競争入札による契約で、この一般競争入札につきましては、4月22日に一般競争入札の公告、5月18日正午に締め切りし、4業者から入札参加がございました。翌日の19日に開札を実施し、落札者を決定後、25日に仮契約を締結しました。

契約金額は、5,529万6,000円。

契約の相手方は、大阪市北区南森町2丁目4番32号、柳生設備株式会社、代表取締役福地文雄でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田中議員。

○田中議員 単純な聞き方になるんですが、赤小で何台か、小吹台小で何台か、幼稚園で何台か、合計何台でしょうか。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 赤阪小学校で9台、こごせ幼稚園で2台、千早小吹台小学校で10台の予定となっております。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 そうすると、幼・小・中でもう全部全教室がクーラーが入るということの解釈でいいでしょうか。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 一応今回は普通教室と支援学級も含めて普通教室、それと特別教室、それと幼稚園ですと保育室ということで2室、1室はもう既にありますので、保育室、3歳児に加えて4歳児、5歳児の部屋もするというので、基本的に普通教室でございまして、例えば特別教室のほうは一部ちょっと残るというふうになります。

以上でございます。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 なら、まだクーラーがない部屋が出てくるということですか。

はい、わかりました。

○井上議長 ほかにございませんか。

浅野議員。

○浅野議員 これ、工期はどうなるんですか。いつからいつまでなんですか。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 工期につきましては、本日議決いただきましたら、あすから10月20日までとなっております。

ただ、この10月20日までですけれども、学校の授業とかに差し支えないように、夏休み中にそういう部分については終わっていただいて、あと受電設備とかの附帯工事が2学期に入るということになっております。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第44号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第44号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第44号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第20、議案第45号動産(小型水槽付消防ポンプ自動車)の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第45号は、小型水槽付消防ポンプ自動車(CD-I型)の購入に伴い、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上の動産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 それでは、議案第45号動産の取得につきまして御説明を申し上げます。

取得する動産は、小型水槽付消防ポンプ自動車(CD-I型)1台でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。この指名競争入札につきましては、4月20日に9業者を指名し、5月11日に入札を実施しました。同日開札の結果、落札候補者について審査を行い、18日付で仮契約を締結しました。

取得金額は、3,866万4,000円。

取得の相手方は、大阪市住吉区万代東1丁目5番22号、小川ポンプ工業株式会社、代表取締役小河元でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

浅野議員。

○浅野議員 これ、小型水槽付消防ポンプ、これは分署に置くわけですか。どこに置くんですかね。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 今現在分署にありますポンプ車の更新入れかえでございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第45号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第45号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第45号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第21、議案第46号動産（千早赤阪村立小・中学校通学バス）の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第46号は、千早赤阪村立小・中学校通学バスの購入に伴い、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上の動産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 それでは、議案第46号動産の取得につきまして御説明申し上げます。

取得する動産は、千早赤阪村立小・中学校の通学バス4台でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。この指名競争入札につきましては、4月20日に4業者を指名し、5月11日に入札を実施しました。同日開札の結果、落札候補者につきまして審査を行い、18日付で仮契約を締結をしました。

取得金額は、2,446万2,000円。

取得の相手方は、大阪府富田林市中野町東1丁目7番9号、富田林市自動車協同組合、代表理事西田友胤でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 何点かお尋ねします。

これまでリースでやってたんですけれども、今度から購入されるということですが、その購入した理由、効果額があるかと思いますが、そのことを1つお尋ねします。

もう一つは、千早小吹台小学校が2台と中学校が1台、赤阪小学校が1台の4台ということですが、赤阪小については多聞地域からの子どもたちを送迎のためですけれども、その多聞からの子どもたちは何人送迎なのかお尋ねします。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 今回購入にするについて、リースとの比較ですけれども、今までのリース料とそれと今回購入するに当たっての金額を比較しましたら、大体通常5年リースを今までやってたんですけれども、ただそれに加えて6年目、7年目と追加でリースしておりました。

それで、今回の予定価格と比較しますと、6年から7年リースするのと購入するのでは、もう購入するほうが経済的であると、安くついてくるということですので、購入というふうにさせていただきました。

それから、赤阪小学校のバスに乗ってる児童ですけれども、今現在旧の多聞小学校区からは4名でございます。

ただ、例えば学校行事でありますとか6月からのB&Gの海洋センターでのプールの授

業とかありますので、そちらへ使わせていただくことで、ちょっとこういう大きい車になってるということでございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 今回購入したことによって、6年以上は使わないとその効果が出てこないということですよ。

それで、今後もそういうことで継続6年以上はこのバスによって運行されないと効果があらわれないということかと思えます。それでいいのかなど。

それから、多聞から4名でマイクロっていうのはどうかなという意見もあるんですけども、これは行政の都合で多聞小学校を廃校にした以上は、行政として子どもたちを送迎するという責任がありますので、これは村の責任で多聞地区の子どもたちを送迎することに徹していただきたいと思うんですけども、ただそれもったいないん違うかという意見もある中で、どういうふうに効果的に使うか。海洋センターに行ったり、学校行事として近隣の施設を回るときにこの車が必要だということも重々わかっております。

そのためには、千早小吹台2台、中学校1台というふうに限定したほうがいいのか、教育委員会として3台を回し合って使うということなんかは困難やったんか、その辺は検討されたのかどうかをお尋ねします。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 リースと購入の比較については、先ほど申しましたように6年から7年目になれば間違いなく購入のほうが経済的であるということでもらせていただきました。

それと、多聞小学校の人数少ないということですけども、赤阪小学校へ来る多聞小学校区の子どもたち、もちろん行政としてはその子たちを送迎する責任があるということと。

それと、3台で無理なのかということですけども、どうしても通学の時間帯が重なってしまいますので、そういうことではちょっと難しいというふうに考えております。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 多聞地域の子どもたちを教育委員会として責任を持って送迎するという立場に立つのであれば、通学バスのマイクロバスを4台を保有することは、それはそれでいいと思うんですね。

その送迎のときに、マイクロでせんでも普通のワゴン車等でやるというようなことを検討したほうが、大きな車で向こうまで行くというよりは、各小・中学校のバスとしてはあるけれども、送迎用をマイクロで別にせんでもいいんちゃうかなと。保有台数としては4台必要やと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうかね。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 我々基本的にはマイクロバスやと思ってますけれども、例えば村のいろんな行事とかそういうことでほかでマイクロバスをちょっと使うとかなれば、そういう多聞小学校区の子どもたちは人数少ないんで、きょうはワゴン車でちょっと辛抱してくださいというようなやり方も確かにあるかとは思いますが、現在基本的にはバスでやりたいというふうに考えております。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 基本的に村で、教育委員会の責任で送迎していただくということと、それから学校行事でマイクロバスが必要ということで4台保有するというのは、私もそれはそれで大事なことやと思います。

ただ、今後多聞地域の子どもたちの増減によってはもう少し柔軟に考えていただいて、朝運転手さんも来てもらってマイクロを運転するというのがどうなのかということを検討していただきたいなということをお願いいたします。

○井上議長 ほかにございませんか。

田中議員。

○田中議員 1台で4人と、それはわかりましたけど、僕相談があったんですけど、中学生を乗せてほしいというような要望が昨年ですけどありましたんですが、どういう行き違いでできないのか、ちょっと教えてください。

○井上議長 ちょっと、誰。

○田中議員 北浦さんが答え。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 現実的な問題としまして、中学校の通学時間、下校時間と小学校の運行の時間とちょっと合わないということで、今はそういう事が出来ないという状態になっております。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 ちょっともう一つ、最後に北浦課長に聞きたいんですけど、小学校はバス代が無料、中学校は有料、どうしてですか。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 小学校につきましては、先ほどの質問でもありましたように、行政の都合で統合して、それによって通学距離が長くなるから料金いただけないと。

それと、中学校のほうにつきましては、従前から通学バスの運行前につきましては御本人から出していただいていた、個別に通学されておったということで料金をいただい

おるといふこととごぞいます。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 以前のその締結はわかりますけど、もうそろそろ全戸無料はできないんですか。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 通学バスだけの問題じゃなしに、例えば千早地区からとか上東阪とか、バスに乗ってきたり、あるいは自転車通学の生徒もおりますので、そういうのは当然費用負担も発生しておりますので、そこら辺の公平性から考えますと、幾らかの負担はいただきたいといふこととごぞいます。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 ちょっと長くなって済いません。

先日も事故があつたんですけど、小吹台の子が中学行くときに衝突事故が1カ月前ですかあつたんですけど、去年もあつたんですけど、そういう中で、有料だから自転車に乗ってるといふ方もおられると思うんですよ。無料だったら、農協前から出るバスに男性も乗ってくれると思うんですけど、そら確かに健康面もあるかと思ひますけど、無料になれば父兄も相当考えられると思ひますけど、その辺はもう英断はできんのですか。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 現在、以前はこのバスも定期券で1カ月幾らといふふうにいただいてたんですけど、現在は回数券で1回幾らといふふうに出していただいとって、当然そのバスについては男性、女性かかわりなく乗っていただいといていいといふふうにしております。

だから、その有料だから自転車に乗るといふこととすけれども、もちろん自転車でも先ほど言ひましたように費用負担がごぞいますので、そこら辺も考へていただいといて、バスに乗っていただくことは幾ら乗っていただいといても構わないといふこととごぞいますので、よろしくお願ひします。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 今の動産の取得なんですけども、これは過疎債の適用の対象になつてるんですか。

○井上議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 この通学バスの購入につきましては、過疎債の対象といふことになつております。

以上です。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 リースから今度固定資産になるんですけれど、リースの場合は多分車に保険とかいろいろ全部含まれてると思うんです。

固定資産という形でなれば、今度保険の契約が必要じゃないかと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 運行については委託しますので、その運行会社で入っていただくことになっております。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第46号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第46号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第46号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、散会いたします。

どうも皆さん長時間御苦労さまでした。

午後0時15分 散会

平成27年第2回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

平成27年6月25日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

|    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 1番 | 井上昭司 | 2番 | 関口ほづみ |
| 4番 | 浅野利夫 | 5番 | 清井浩   |
| 6番 | 田中博治 | 7番 | 山形研介  |

4. 欠席議員

3番 徳丸幸夫

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 松村典英 主査 井ノ本純一

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

|                |      |          |      |
|----------------|------|----------|------|
| 村長             | 松本昌親 | 副村長      | 吉田裕彦 |
| 教育長            | 矢倉龍男 | 人事財政課長   | 菊井佳宏 |
| 会計管理者兼<br>総務課長 | 中野光二 | 住民課長     | 池西昌夫 |
| 健康福祉課長         | 和田博幸 | 健康福祉課参事  | 西口美和 |
| まちづくり課長        | 森田洋文 | まちづくり課理事 | 高橋昭二 |
| 施設整備課理事        | 西川浩和 | 施設整備課理事  | 松本賢一 |
| 施設整備課長         | 赤阪秀樹 | 教育課長     | 北浦秀明 |
| 教育課参事          | 近藤和浩 |          |      |

7. 議事日程

日程第 1 議案第38号 千早赤阪村まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条例制定について（委員長報告）

日程第 2 議案第39号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 3 議案第40号 平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）について（委員長報告）

日程第 4 議案第41号 平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（委員長報告）

- 日程第 5 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度千早赤阪村水道事業会計補正予算（第 1 号）について（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 4 7 号 平成 2 7 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 7 議案第 4 8 号 平成 2 7 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 8 議案第 4 9 号 村長の専決事項の指定について
- 日程第 9 議案第 5 0 号 村長の専決事項の指定について
- 日程第 1 0 議会運営委員会委員の辞職許可について
- 日程第 1 1 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 1 2 過疎地域自立促進特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 1 3 一般質問
- 追加日程
- 日程第 1 議会運営委員会委員の選任について

午前9時59分 開会

○井上議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は6名でございます。定足数に達しておりますので、平成27年第2回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○井上議長 日程第1、議案第38号から日程第5、議案第42号までの5議案につきましては、6月9日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

まず、総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、日程第1、議案第38号千早赤阪村まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条例制定についてから日程第5、議案第42号平成27年度千早赤阪村水道事業会計補正予算（第1号）についての5議案を一括議題といたします。

まず、議案第39号一般職の職員の給与に関する条例の改正について、議案第40号平成27年度一般会計補正予算（第1号）の総務民生所管分についての議案2議案について総務民生常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る6月9日の本会議において付託を受けました議案2件の審査を行うため、6月11日午前10時から、村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとで開催いたしました。

初めに、議案第39号一般職の職員の給与に関する条例の改正について審査の結果を報告いたします。

審議においては、府から来られる職員と地域手当分の差があるということだが、村の地域手当を上げることはできないのかとの問いに対し、国家公務員との均衡を保つ観点から、村だけ上げることは難しい。

次に、都市と地方との格差が出ている中、府職員との格差を縮める方法や若い職員がやる気を起こすようなことを考えてもよいのではないのかとの問いに、地域手当については、現在のところ国基準でしかやりようがない。職員のやる気が出るような方策については、

給料面だけではなく、いろいろな面で今後考えていきたい。

大阪府や水道企業団から何名来られているのかとの問いに、一般職の職員は大阪府から2名、水道企業団から2名派遣されている。

また、理事と村の課長職と比較して給与差はどうかとの問いに、地域手当は府が11%で村が4%であり、7%分村職員が低いとのこと。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第39号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）について審査の結果を報告いたします。

保健センターにAEDは何台設置しているのか、また使用したことがあるのかとの問いに、保健センターには1台設置し、スタッフの訓練として使用したことがある。

人件費の総額は幾らふえて幾らになったのかとの問いに、80人分で6億2,029万6,000円、2,636万7,000円の増である。

また、保健センターのアルバイトは何名いるのかとの問いに、非常勤職員を除くアルバイトは3名。

役場全体でアルバイトは何人かとの問いに、全体で事務補助のアルバイトは14人である。

役場全体でAEDは何台設置しているのかとの問いがありました。役場全体、幼・小・中学校を含めて16台である。

係長の管理職手当は幾ら減額し、超過勤務手当は幾ら増額したのかとの問いに、管理職手当は288万円減額し、超過勤務手当の係長要求分は222万6,000円である。

次に、現在の消防団員の平均年齢と最高年齢は、また退職者は何名かとの問いに、退職者は勤続年数が11年、7年、1年の3名、団員の最高年齢は団員に限ると58歳、また団員82名のうち、役員の団長以下4名を除く78名の平均年齢は46.6歳とのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第40号の総務民生所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思えます。

以上、委員長報告といたします。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第38号千早赤阪村まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条例制定について、議案第40号平成27年度一般会計補正予算（第1号）の文教建設所管分について、議案第41号平成27年度下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第42号平成27年度水道事業会計補正予算（第1号）についての4議案について文教建設常任委員長の報告を求めます。

浅野委員長。

○浅野文教建設常任委員長 文教建設常任委員会委員長報告。

文教建設常任委員会報告をいたします。

去る6月9日の本会議において付託を受けました議案4件の審査を行うため、6月15日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員4名出席のもとに開催をいたしました。

初めに、議案第38号千早赤阪村まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条例制定について審査の結果を報告いたします。

審議においては、第4次総合計画との関係はとの質問に対し、村の総合計画が基本となる。

また、安倍内閣の目玉の一つであるが、この会議の設置に対し、国からの交付金はどうかとの問いに、26年度の補正予算で先行型として示された。また、今後各事業を展開する中で配分額が示される。26年度補正額として、地域住民生活等緊急支援地方創生交付金先行型として3,202万4,000円、地方消費喚起型生活支援として1,139万円が示されている。

持続可能な人口を維持するために、まち・ひと・しごと創生有識者会議が有効か、また任期は2年だが、将来的にはどう考えるかとの問いに、2年は一般的な任期であるが、いろいろと意見をいただくので、この戦略が終了するまで会議は続けていく。

委員は10名程度と聞いているが、どのように選考していくのかとの問いに、産官学金労言等を広く願いますなど質問があり、一時的な人口増加策ではなく、村で子どもが産みやすい、産んでいただける村の施策との意見がありました。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第38号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）について審査の結果を報告いたします。

審議においては、給食センターのアルバイト賃金が削減されているが、この経過はとの

質問に対し、給食センター栄養士の業務が増加しており、新たに管理栄養士を職員として雇用し、アルバイトから嘱託職員に変更したとのこと。

農地費の50万円の委託料の具体的な内容はどの質問に対し、27年度府の補助事業として行う桐山地区のおんだ水路の改修工事設計委託料であるとのこと。

施行に当たっての工事費用はどうかとの問いに、工事についてはおんだ水路が実施主体となり、半額が府の補助金として採択されている。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第40号の文教建設所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について審査の結果を報告いたします。

審議においては、提案理由のとおり人事異動に伴う人件費の補正であり、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第41号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号平成27年度千早赤阪村水道事業会計補正予算（第1号）について審査の結果を報告いたします。

審議においては、提案理由のとおり人事異動に伴う人件費の補正であり、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第42号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思えます。

以上で委員長報告を終わります。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第38号千早赤阪村まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条例制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○井上議長 これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第39号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第40号平成27年度一般会計補正予算(第1号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第41号平成27年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号平成27年度水道事業会計補正予算(第1号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第6、議案第47号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第47号は、平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ111万3,000円を追加いたしまして、予算総額を30億2,767万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、過疎地域自立促進計画に基づく史跡整備事業について、楠公誕生地内の石碑に倒壊のおそれが判明したことから、必要となった整備工事の経費及び固定資産評価審査委員会開催に伴う追加経費を補正予算措置するものです。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第47号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第2号)につきまして御説明申し上げます。

1ページ目をごらんください。

第1条につきましては歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ111万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,767万5,000円とするものでございます。

続きまして、第2条は地方債の補正でございます。

4ページをお開きください。

地方債の額の変更でございます。

変更となる起債事業は史跡等整備事業で、起債限度額200万円を100万円増額し、300万円とさせていただくものでございます。

続きまして、12ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出から御説明申し上げます。

12ページをお開きください。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、補正額11万3,000円の増、財源は全額一般財源で、固定資産評価審査委員会委員報酬でございます。

9款教育費、5項社会教育費、3目文化財保護費、補正額100万円の増、財源は全額地方債で、下赤阪城跡等史跡整備事業工事でございます。

続きまして、10ページをお開きください。

歳入でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正額11万3,000円の増。

21款村債、1項村債、9目教育債、補正額100万円の増、史跡等整備事業でございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田中議員。

○田中議員 今御説明がございました文化財の保護費なんですが、これは5月の楠公史跡保存会のバスの研修会のときに、ちょうどある代議士が同乗されましたので、村長あるい

は楠公史跡保存会会長さんがわざわざ現場までバスをおりて視察していただきました。

当然、僕は予算がこの方がおりるもんだろうと思って、その代議士にも期待し、村長にも期待したわけですけど、100万円がここに記載されてるというのは、おりてこなかったんですか、国から。ちょっとその辺お願い申し上げます。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 残念ながら、国の補助金はありませんでした。

以上です。

○井上議長 よろしいですか。

○田中議員 了解。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 2点お尋ねします。

固定資産の評価審査委員会のところで、審査の申し出があったというふうにおっしゃったと思うんですけども、これは個別の固定資産について再審査を申し入れられたのかどうかお尋ねしたいと思います。

それから、文化財保護費ですけども、ここには上がってないんですけども、水分神社が非常に村としては大きな施設ではあるんですけども、このトイレが非常に前近代的で使いにくいとかという声も聞いておるんですけども、こうしたものについての改修なんかはこの項目で入らないのか。ちょっと関連してなんですけれども、この楠公史跡保存会の分ではありませんけれども、関連してお尋ねします。

○井上議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 まず1点目の固定資産審査委員会の申し出の件でございますが、固定資産税につきましては納付書を送りまして、その後住民の方から、この件につきましては家屋なんですけど、家屋の減に対して評価額に対しての異議があるということでございますので、そういったことにつきましては固定資産審査委員会のほうに異議申し立てということになりましたので、今回その開催経費の委員報酬の分を計上させていただきました。

以上でございます。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 水分神社のトイレの件ですけども、村でさせていただくのは村が今管理しておる施設については基本的に村がやるということで、水分神社については水分神社さんのほうで管理されているということで、そちらでやっていただけたらというふうに考えております。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 固定資産の分なんですけれども、申し出があったのは何件ありましたか。

○井上議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 固定資産税につきましては、1件の申し出でございます。

以上でございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 異議があるということは、それなりの理由があつてのことで認めるわけですが、3人、5回とっていただいておりますけれども、ちょっと5回も開かなあかんのかなとか。中身全くわかりませんので、私自身は1件で3人の方5回も来てもらって、いい、悪いせなあかんねんというふうに思いますが、そういうもんなんですかね。

○井上議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 私自身もちょっと担当させてもらったん初めてでございますねけど、いわゆる審査の異議があつて、まず最初には最初の委員会でこれを固定資産評価審査委員会の異議申し立てとしてふさわしいものかどうかちゅうことでまず審査を1回目ということでございまして、あと次に課税側、総務課と税務担当のほうのいわゆる弁明調書をその審査会のほうで述べまして、次にいわゆる申し出の方の口頭審議っていう形でちょっと進めさせていきまして、そこでまたそのお互いの意見を聞いて審査会で判断するということになりますんで、結構回数が5回ぐらいかかる予定でございます。

当然、早いこと終われば、早く済むにこしたことはないんですけど、やっぱりお互いの意見を聞いていかないとということになりますんで、5回程度開かなければならないというような状況です。

以上です。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 私の記憶では、こうした例が余りなかったように思うんですが、申し出のあった方の合意が得られるような結果が出ることを期待しております。

それから、水分神社のトイレの件ですけれども、持ち物が水分神社さんのものであって、村が管理するものでないということらしい、今の御答弁ではね。

それで、村としては、そういう声が水分神社さんあるいは住民の方からはそっちに入っていないかどうかお尋ねします。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 私のほうでは、今のところ聞いておりません。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 私は住民の方とか、それからよそから来られた方とか、そういう人からもち

らっと何回か聞いてるんです。

もし水分神社のほうでやってもらわなアカんと、改めて要望があればそれで切るのではなく、村としても何らかの方法で、村の大切な観光資源でもありますので、そうしたところについても村の手だてが差し伸べられるように、もしあれば検討していただきたいという要望しておきます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 先ほど説明いただきました文化財の保護費なんですけど、過疎債で100万円対応するということですが、この石碑が倒れかかっているちゅうのは最近聞いたんですけど、あっこ建設年度ちゅうんですか、何年ぐらいたつんでしょうか。村のシンボルでもあるし、いろいろなところでホームページも載ってますし、わかれば教えてください。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 記念碑の裏を見てみましたら、明治11年ということであります。

ただ、倒れかかるっていう原因は、ちょっと地盤沈下っていいですか、石垣の中の土が下がって後ろへ傾斜傾いているということであったと思います。

ただ、その一番上の記念碑の部分だけを何年か前に起こされてくさびを入れた形跡がありました。ただ、土台からはされていなかったなので、この際一刻も早くしようということでもらせていただきました。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 ありがとうございます。

これ、今もう工事始まっている、いつごろまでされるんか、工期教えてください。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 工事はもう既に契約5月29日にしまして、7月31日まで工期となっておりますけれども、現場のほうについてはもう終わっております。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第47号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第47号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第47号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第7、議案第48号平成27年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第48号は、平成27年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ979万3,000円を追加いたしまして、予算総額を6億8,502万3,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、平成26年度の介護給付費及び地域支援事業等の確定に伴う国庫、府負担金並びに支払基金への精算返還金や保険料決定通知書数の増に伴う郵送料などの増額でございます。

内容につきましては担当課長より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を和田健康福祉課長。

○和田健康福祉課長 それでは、議案第48号平成27年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

歳入歳出事項別明細書の3、歳出から御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額6万円の増、全額一般財源で、

12節役務費6万円で、介護支援専門員1名退職に伴います求人募集広告料でございます。

す。

2項徴収費、1目賦課徴収費、補正額10万2,000円の増、全額一般財源で、12節役務費10万2,000円、保険料決定通知書郵送料でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額963万1,000円の増、全額一般財源で、23節償還金利子及び割引料963万1,000円で、平成26年度の介護給付費及び地域支援事業等の確定に伴います国庫、府費負担金並びに支払基金への精算返還金でございます。

8ページをお開きください。

2、歳入でございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金、補正額16万2,000円、その他事務費繰入金でございます。

9款繰越金、補正額963万1,000円、前年度繰越金でございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 大きなものに償還金963万円、これは26年度の給付費等が少なかったということで国に返すということなんですけれども、平成27年度、今年度からの第6期介護計画では非常に平均で30%引き上げられたということで、皆さんに通知が行きまして、何件かびっくりして何とかなれへんのかというような問い合わせもあったかと思うんですね。

これ、平成26年度の実際の給付費は予定してた額よりも、もう確定したんですよ、これ。その分はどれぐらい確定して減額されているのか、わかってたら教えていただきたいと思います。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 全体の一応事業費ですけども、施設給付費とか居宅給付分とかいろいろとあるんですけども、一応事業費としましては……。

○関口議員 総額。

○和田健康福祉課長 6億433万5,000円でございます。総額としては、一応6億円ということでございます。よろしいでしょうか。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 それは、予定してたよりも若干減ったということですか。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 予定してたというよりも、一応26年度で最終ではないんですけど、1番の準備基金のほうを繰り入れしております。26年度は実際給付費のほうはかなりありましたんで、実際かなり給付を行ったということで、事業自体はちょっとということで、一応26年度で基金から繰り入れして、最終精算した額がこの金額ということでございます。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 実際の予想とそれから実際どれだけ使われるかというのは本当に難しい判断ですけれども、介護保険の保険料の計算に当たっては一般会計からの繰り入れもできないということで、非常に高齢者の負担がふえるということで、物すごいみんな心配されていることですが、今後一般会計からの繰り入れ、国保みたいに、そういうことができないのか、できるように国に言うてほしいなと思うんですね。そういうことをお願いしておきたいと思います。

答弁結構です。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第48号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第48号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第48号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第8、議案第49号村長の専決事項の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

浅野議員。

○浅野議員 議案第49号村長の専決事項の指定について。

別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成27年6月25日提出。千早赤阪村議会議長井上昭司殿。提出者、千早赤阪村議会議員浅野利夫。賛成者、千早赤阪村議会議員清井浩、同じく関口ほづみ。

村長の専決事項の指定について。

下記の事項に関して、地方自治法第180条第1項の規定により、村長の専決処分事項に指定します。

記、議会の議決を経て締結した千早赤阪村立学校給食センターの改修工事は、請負契約について、契約金額の5%を超えない範囲内で変更すること。

議案第49号の提案理由ですが、本案件の村長の専決処分事項の指定につきましては、定例会初日に可決されました議案第43号千早赤阪村立学校給食センター改修工事請負契約に伴う村長への委任事項を指定するものであります。

工事内容は、洗浄室、調理室、下処理室、トイレの改修や調理、洗浄機器の入れかえなどを行うもので、工期は平成27年8月23日までであります。

夏休み期間内に施工することから、工事内容などを考慮すると迅速に対応するため、地方自治法第180条第1項の規定により、請負金額の5%を超えない範囲内の変更については議長が村長に専決処分をすることを委任したほうが適当であると考え、提案したものであります。

以上、提案の理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第49号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決する

ことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第49号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第49号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第9、議案第50号村長の専決事項の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

関口議員。

○関口議員 議案第50号村長の専決事項の指定について。

別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成27年6月25日提出。千早赤阪村議会議長井上昭司殿。提出者、千早赤阪村議会議員関口ほづみ。賛同者、同じく清井浩、同じく浅野利夫。

村長の専決事項の指定について。

下記の事項に関して、地方自治法第180条第1項の規定により、村長の専決処分事項に指定します。

記、議会の議決を経て締結した千早赤阪村立小学校及びこごせ幼稚園空調機設置工事は、請負契約について、契約金額の5%を超えない範囲内で変更すること。

議案第50号提案理由。本案件は、村長の専決処分事項の指定につきましては、定例会初日に可決されました議案第44号の千早赤阪村立小学校及びこごせ幼稚園空調機設置工事請負契約に伴う村長への委任事項を指定するものであります。

工事内容は、小学校の普通教室、特別教室、配膳室、幼稚園の保育室への空調機器の設置及びキュービクルの改修を行うもので、工期は平成27年10月30日までであります。

主要な工期は夏休み期間に施工することから、工事内容を考慮すると迅速に対応する必要があるため、地方自治法第180条第1項の規定により、契約金の5%を超えない範囲の変更については議会が村長に専決処分することを委任したほうが適当であると考え、提案したものでございます。

以上、提案理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第50号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第50号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第50号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第10、議会運営委員会委員の辞職許可についてを議題といたします。

6月8日、徳丸議員から一身上の理由により、議会運営委員会委員を辞任したいとの申

し出があります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、徳丸議員の議会運営委員の辞任を許可することに決しました。

ただいま議会運営委員が欠員となりました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加議事日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。議会運営委員会委員の選任についてを追加し、追加議事日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

ここで休憩に入ります。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

○井上議長 再開いたします。

~~~~~

○井上議長 追加議事日程第1、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、関口議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました関口議員を議会運営委員会委員に選任することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました関口議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第11、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件については、議会運営委員会の清井委員長から閉会中に次期議会の会期日程の議会

運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第12、過疎地域自立促進特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、過疎地域自立促進特別委員会の田中委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第13、一般質問に入ります。

それでは、第1番目の質問者、関口議員。

○関口議員 2番、日本共産党関口ほづみです。通告に基づき、3点について質問いたします。

今国会で審議中の安全保障関連法、国際平和支援法、平和安全法制整備法について、村長の考えをお尋ねいたします。

本法案は、自衛隊法改定やPKO法改定、米軍行動関連措置法改定などの10本の法案を平和安全法制整備法と一括に書きかえ、そして海外派兵恒久法を国際平和支援法と書きかえ、11の法案を2つの法案にまとめて提案しています。

国際平和や安全などと名前を変えて、国民にはいかにも国際平和、安全のための法律かのように紛らわしくしていますが、その中身は日本が海外で戦争できるようにするための戦争法そのものです。

6月4日の衆議院憲法審査会では、自民党推薦の参考人を含めて、全ての憲法学者がこの法案について憲法に違反すると表明しました。加えて、先日22日の衆議院安保法制特別委員会での5人の参考人質疑が行われ、3人までが法案に違憲、基本理論逸脱と主張しました。

このうちの2人の元内閣法制局長官が憲法第9条に違反、速やかに撤回をと訴え、もう一人の人は、国民を守るといふよりは、進んで国民を危険にさらすという結果をもたらすと表明し、憲法学者に加えて、内閣の憲法解釈の中心を担った元法制局長官からも違憲宣告を突きつけられ、法案の違憲性がますます明らかになりました。

さらに、どの世論調査でも反対が多数を占め、今国会成立に反対が8割を超えております。時事通信です。本法案の説明が不十分だと回答した人が8割、読売新聞の8日付など、反対世論が日々高まっております。

こうした世論の中で、24日の国会会期末を目前に法案成立のために自民公明与党は国会会期をなんと9月27日まで延長することを強行しました。戦後最長の会期延長に、議会制民主主義のルールを壊すものと怒りの声が上がっております。

安倍内閣は、日本の国のあり方を変える重大な法案を、問題点が国民に知られる前に何が何でも強行している狙いは何か。あえて戦後70年の節目の年に強行しようとする目的は何か。安倍内閣に対する国民の不信は募る一方です。

国会で審議中の安全保障関連法、戦争法に対する村長の見解を伺います。

次に、役場庁舎の建設について伺います。

平成25年11月8日に発足した千早赤阪村新庁舎建設検討委員会は、7回の審議検討を重ね、本年3月20日新庁舎建設基本計画案についての答申が出されました。

それを受けて基本計画が発表され、住民には村5月広報で知らせています。広報では、新庁舎建設の必要性として、1、老朽化と耐震性、2、災害対策拠点としての機能確保、3、役場機能の分散化による村民の利便性の低下、4、バリアフリー化などが挙げられております。

私は、4つの必要性の1、2、4については認めるところでございます。しかし、候補地はくすのきホール周辺と決定されておりますが、利便性やアクセス道路の建設を考えると、費用面などの負担がふえるのではないかと心配します。この点について伺います。

また、役場機能の分散の問題も指摘されております。現庁舎の場所で役場と保健センターは決して分散しているとは思いません。現庁舎での建設を深く検討できなかったのでしょうか。検討委員会では、現庁舎の場所への建設は議題にならなかったのか伺います。

あわせて、新庁舎建設で機能の集約により、小吹台の連絡所も廃止されるのではないかと心配されております。小吹台連絡所はどうか伺います。

最後に、マイナンバー制度実施について質問をいたします。

ことし10月からの実施に向けて、個人情報全てが管理され、流出されるおそれはないのかなど心配の声が上がります。特に、年金のサイバー攻撃による125万件の個人流出

事件は、今後のネット社会への不安を一層拡大することとなりました。

22日の新聞報道では、年金機構は情報が漏れた該当者は101万4,653人で、47都道府県全てにいたと発表しました。そのうち大阪が9万6,884人で最も多いものでした。

流出した情報は、受給者、加入者の基礎年金番号、氏名、生年月日、住所の4種類が流出し、個人が確定され、海外での偽造パスポートの発行など、本人が知らない間に犯罪に使われるのではないかなど新たな不安が広がっております。

こんな中で、10月から実施されるマイナンバー制度は、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録のある全ての国民に、また特別永住者、中・長期在留外国人、そして法人や給料を支払う団体に番号が付されることが決まっております。自治体や会社など番号を厳正に管理しなければならない事業所の負担と責任も重く、このまま施行しては危険だという指摘が多方面から出されております。

しかも、制度施行前にもかかわらず適用範囲を拡大する法改定が審議され、預金口座や特定健診、予防接種の履歴などもリンクされることも検討されております。財界からは、保険など民間による利用まで拡大する声も出ています。

10月実施に向けて、システム対応に完了しているのは4%にすぎないという報告もあり、実施を見送る世論も大きくなっております。

年金情報流出後、マイナンバー制度の対応は全国的にはどうなっているのでしょうか。また、村での準備状況と今後の対応をお伺いいたします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 安全保障関連法案は、我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会に付託され、国で議論されております。

安全保障施策は、尖閣諸島問題や北朝鮮ミサイルへの対応など、平和な国民生活を維持する上で極めて重要な施策であります。

安全保障施策は外交防衛等の問題が複雑に絡んでくることから、拙速に結論を出さず、国民のコンセンサスが得られるよう国で十分な議論を行い、適切に判断すべきと考えております。

○井上議長 再質問お受けします。

関口議員。

○関口議員 村長の今回の法案に対する村長自身の見解はお伺いできませんでしたがけれども、国での慎重な対応を期待するということにとどまりました。

戦後、日本政府の憲法第9条解釈に関する全ての見解は、一貫して海外での武力行使は

許されない、このことを土台にしてきたわけですね。

今の安倍首相のおじいさん、岸信介氏ですら第34国会で、集団的自衛権というのは日本の実力組織が海外に行って、その国を防衛することであって、これはできないと言うてはるんです。

ところが、去年の7月1日、自民公明によって閣議決定、集団的自衛権の行使の容認を行いました。これは、自衛隊が海外で武力行使することに道を開くものということで、全国で反対の世論が広がっております。

自衛隊は、1954年の創設以来、1人の外国人も殺さず、1人の戦死者も出さないで来ました。自衛隊員を戦場に送り、殺される日本になっていいのか、そのことが今問われているわけです。

今開かれている全国の6月定例議会では、法案に対して反対や慎重審議を求める意見書が既に6月23日現在で116議会で可決されております。それとあわせて、地方自治体の首長も法案に対する懸念を示しております。

近隣の首長では、太子町の町長さんは立憲主義の観点での慎重かつ十分な議論が尽くされるべきものと考えますと。非核平和都市宣言を行った自治体の長として、憲法の三大原則の一つである平和主義の意義や理念は堅持されるべきものであると考えると答弁されました。

大阪狭山市の市長さんは、戦争の放棄をうたった日本国憲法第9条は世界に誇るべきものであり、恒久平和を希求する我が国にとって決しておろそかにしてはならないものであると表明されました。その上で、政府の今の説明は十分でないと感じていると、結論を急ぐべきでないというふうにおっしゃっております。

河内長野の答弁でも、いかなる紛争も武力や威嚇ではなく、国際法に基づいて平和に解決されるべきであると考えておられます。そして、戦後70年という節目を迎え、日本を取り巻く世界情勢は変化しておりますけれども、日本国憲法及び本市非核平和都市宣言の決議を念頭に置いて、日本国憲法に掲げられております平和主義の理念にのっとり、やっていきたいというふうにおっしゃいました。

私は、この南河内の3つの市長さん、町長さん、そして今私は村長にお伺いするわけですが、本当に慎重に審議されるべきだという点では村長も同じ思いなんですけれども、ただほかの3人さんの首長さんに比べるとちょっと残念やなと思うわけです。

それで、千早赤阪村でも非核平和都市宣言を1987年3月にやってるんですね。村長さんも御存じかと思えますけれども、この非核平和都市宣言には、我が千早赤阪村においても日本国憲法に掲げる恒久平和主義の理念を村民生活の中に継承させていくことが地方

自治の基本条件の一つであり、これをなくしては千早赤阪村の目指すよりよい社会環境は望めないと宣言してるんですね。本当に憲法に基づいて公務員は仕事をせなあかんという立場に立っておられるわけです。

改めて、この村が宣言している平和都市宣言に基づいて、長としての考えをお尋ねしたいなと思います。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 私どもは、村の宣言について非常にいいことやと思っております。

ただ、この法制につきましては、私がいつも常々申しておりますけども、防衛と外交は国の専管事項でございます、私どもがとやかく言う筋合いのものではないと。私ども国民が選んだ政府が決めることでございますからお任せすればいいと私は常々そう思っております。

それとともに、確かにこういう問題につきましては、私どもはもちろんこういう場所で発言すべきじゃないというのは昔から思っとる次第でございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 要望しておきますけれども、地方自治体を預かる長として、国の施策に対して申すものではないと村長はおっしゃりましたけれども、私はそのことに対してどうやという意見を言うことは大事なことだと思います。

その上で、この法案に対しては、本当に先ほども申しましたように、今の国会で決めるのは拙速やと8割の人が言うてはるわけですね。にもかかわらず、国会を延長してまで通そうとすることは、やっぱり数を頼りにしたルール無視やというふうに言わざるを得ないと思います。

日本は、これからも平和憲法を守り、かけがえのない命を大切にしていけるのか、それとも同盟国アメリカと一緒に海外で戦争する国にしてしまうのか、今本当に重大な岐路に立っていると思うのです。

ことは戦後70年の節目の年です。日本国憲法の3つの柱、国民主権、基本的人権の尊重、戦争放棄を守り発展させていくのが国の務めです、今の状況ではね。

日本国憲法第99条は、国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重して擁護する義務を負うとあるわけですね。だから、今この憲法は変えなあかんという考えを持つことも、そういう主張を備えることも自由なんですけれども、国民にはその自由はあります。だけれども、公職にあります私たち国家公務員にはその自由はありません。憲法を遵守するというのを与えてるわけです。

ここにお集まりのみんな、私も含めてですけれども、憲法を遵守する立場で仕事をして

いかなあかんのやということのを頭に置いていただきたいと、このことを主張して、私のこの項についての質問を終わります。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 役場庁舎の建設について御答弁いたします。

現庁舎は、耐震性能の不備や急傾斜地崩壊危険区域に位置していることなど防災機能の面においても多くの課題を有していることから、災害対策の拠点整備による村民の安全・安心の確保、役所機能の集約による利便性の向上を図るため、くすのきホール周辺を新庁舎の候補地として決定したところでございます。

今後、さまざまな補助金や過疎対策事業債を活用し、本村の財政負担を極力抑制できるよう進めます。

また、小吹台連絡所につきましては、新庁舎整備後も村民の利便性を確保する観点から、継続して維持してまいりたいと考えております。

○井上議長 再質問お受けします。

関口議員。

○関口議員 パブリックコメントでも15件の意見が寄せられております。

その中では、いろいろここが桐山、あの地域にとって発展するからいいだろうという意見や、もうちょっと慎重に検討したほうがいいん違うかというような意見も出ておりました、それに対する村の考え方も出されておりますけれども、私はやっぱり予算的に新庁舎をここじゃなくって、ここの費用もかかりますけれども、新たに向こうに建てるとなりますと道路の建設とかそういう費用も新たに要るわけですから、その辺の精査をすればくすのきホールの周辺がいいとは結論は出せないと思うんですね。

ただ、検討委員会での答申がそうである以上、これに従うわけではありませんけれども、尊重されて事業を進められるかと思いますが、その辺はもうちょっとちゃんとした予算をやるべきではないかと思えます。それが1つと。

それから、現庁舎の場所は府道で路線バスが千早地区まで行ってますので、ここを通過して中津原の入り口、吉年の入り口、そして東阪、千早の人にとっては重要な路線なんですね。

もしこれが役場がなくなって別の方向に行きますと、この金剛バスが減便になって、この地域がますます寂れていくのではないかなという懸念は前々から私も思っていましたけれども、やっぱり東阪、上東阪、千早地区の人にとっては、本当に特に千早地区の人にとっては富田林に行くのが減便されたら困るということになってしまうのではないか。その辺のことも十分今後再考していただきたいなと思えます。村の全地域的な発展に向けたら、

そうしたことを抜きには考えられないと思いますので、その点再考していただきたいと。

それは計画を変更することはありませんということですので、計画は計画として、新しくすのきホール周辺に建てられるとしても、ここの前の府道が寂れて金剛バスの減少になってしまったら、村の活性化にとってはマイナスになると思いますので、その辺を十分検討していただきたいと思います。その点で御回答いただきたい。

小吹台の連絡所については引き続き開設していただくということですので、1つは解決しますので、引き続きここは存続していただきますようお願いいたします。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 まず、ちゃんとした予算を立ててということでございます。

ただいま全体計画をつくっておる最中ございまして、その上でちゃんとした予算を立てた上で基本設計に入っていきたいと、そういうふうを考えております。

それから、この前の道路でございますが、富田林五条線、本来は30年代に富田林から金剛山にトンネルを掘って五条まで抜けるというふうな計画でございまして、それが昭和46年の黒田了一知事が府立高校をですね、100校プラスをつくるためにということであっておじゃんになりまして、現在我々はぜひ富田林五条線を五条まで抜いてほしいということを今国、府に要望しとる最中でございます。

特に、五條市行きますと、既にトンネルの入り口まで4車線の道路ができております。そういうことで、大阪府何しとんでというふうな話が非常に強うございまして、それができれば、多分千早地区、東阪地区、その他皆さんの利便性は非常によくなるかなと、そういうふうと考えております。

ただ、ここは先ほど申し上げましたとおり土砂災害危険区域の中にございまして、いわゆる安全・安心の中心には非常に不向きということもございまして、私どもの予算の範囲から言いましても、新たに用地を取得しないで行けるくすのきホール周辺が非常にコスト的にも問題が少ないのかなということ、とりあえず決定させていただいたところでございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 要望しておきます。

くすのきホール周辺と書いておりますけれども、番地はくすのきホールの所在地になっておりまして、これくすのきホール潰してしまうんやなど。その費用だってすごくかかるんちゃうかなって。

くすのきホールはホールとしての規模としては、演奏家とかにはこういうところに、こういう田舎にこれだけの施設があって、使い方によっては物すごくいいホールやなという

声も聞いておりますので、その辺は私としてはこのホールがなくなることは非常に残念やなど。もっとうまく使って宣伝をすれば、役場庁舎とあわせて来村する人もふえるのではないかなというふうに夢を持ってたんですけども、それは私の意見です。

それから、千早地区、東阪方面の皆さんにとっての金剛バスですけれども、これはどういう状況になろうともこのバスは運行してほしいということを村から言うてもらって、もしも減便になったり、廃路になることはないかと思いたすけれども、そういうときの手では村で足を確保するというをぜひお願いしたいなと思いたす。

○井上議長 質問事項3番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 マイナンバー制度の実施中止をについて御答弁申し上げます。

マイナンバー制度は、本年10月より住民票を有する全ての方に、1人1つの12桁の番号が通知され、平成28年1月から利用が開始される予定となっております。

先般、日本年金機構での個人情報の流出が明らかになりましたが、年金情報の流出問題を受け、厚生労働省に有識者による検証委員会が設置され、第三者の立場から日本年金機構や厚生労働省の対応を厳しく検証し、原因の究明や再発防止策を取りまとめに当たることとされております。

マイナンバー制度につきましては、年金や医療等さまざまな個人情報が集積しており、厳密な個人情報の流出対策が求められてることから、国の動向を注視しながら準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

関口議員。

○関口議員 村は準備を進めているけれども、国のこの年金流出のあとのこともあるので、国の動向を見ながら進めたいという答弁でしたけれども、ほかの市では、条例を変えたりとかそういうことも既に進められてるんですけども、そんな中でもやっぱり実施に踏み込むのがちょっとどうかという声があるそうですけれども、村ではこういう状況の中でシステムの変更とかもどういう状況にあるのか。進んでないのなら見送ることはできないのか、再度お尋ねします。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 まずシステムにつきましては、今現在システム業者と打ち合わせをしておりまして、近々契約を行い、システム改修等の準備をしたいと考えております。

また、条例等につきましては、9月議会において必要な分については上程したいというふうに考えております。

以上でございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 条例、10月実施準備から9月条例提案では非常に慌て過ぎてるのではないかと。そして、システムも今業者とまだ契約もしてない状況の中で、全国的に見送ったらどうかという声の中で、もうちょっとシステム業者と見送る方向やってほしいと要望します。

それから、イギリスでは国民の反対で共通番号は挫折したそうです。ドイツは税務に限定され、フランスでは社会保障に限定されております。アメリカ、カナダでは社会保障番号が官民のさまざまな分野で利用されておりますが、取得は任意となってるそうです。先進7カ国で生涯不変の番号が全ての国民に付されるマイナンバーのような制度を採用している国はないというのが現状です。

ドイツでは、ナチスによる国民管理の経験から共通番号は憲法違反とされております。これだけ重大な中身を持つ制度、またシステム対応完了したのがわずか4%にすぎない中で制度を開始したら、情報流出は妨げられない。流出の危険がある制度は見送るべきだと主張して、私の質問を終わります。

○井上議長 第2番目の質問者、浅野議員。

○浅野議員 議席番号4番、公明党浅野利夫でございます。

議長通告に基づきまして、3点質問させていただきます。

1つ目がプレミアムつき商品券の発行についてお伺いをいたします。

政府・与党が昨年の補正予算で決定しました地方創生の地域消費喚起・生活支援型の交付金を活用し、今全国で97%の自治体がプレミアムつき商品券の発行を予定または既に販売してる自治体もあります。

本村もプレミアムつき商品券発行事業の予算として4,473万円が27年度予算に繰り越しをされ、検討されることとなりました。

そこで、今回発行する商品券の額面、また販売方法や購入可能金額、利用できる商店はどこか、利用期間はいつからいつまでなのかをお伺いをいたします。

2つ目が、役場庁舎の建設についてお伺いをいたします。

役場新庁舎については、今まで委員会の結果ではくすのきホール周辺となっております。村民の関心も高く、その後どのような検討がなされているのか、次の5点についてお伺いをしたいと思います。

1つ目が、新庁舎の規模や具体的な場所が決まっているのか、否か。

2つ目が、予算の規模はどのぐらいを検討しているのか。

3つ目が、建設に向けてのスケジュールはどのようになっているのか。

4つ目が、現役場の前、府道富田林五条線からの進入路はカーブが多くて大変危険であります。そこで、進入路の確保はできているのか。

5つ目が、新庁舎の駐車場の確保はどのようになっているのか。

以上の5点について、具体的に回答をお願いをしたいと思います。

3つ目の質問でありますけれども、通学路の安全確保、道路の補修のことですが、についてお伺いをいたします。

赤阪小学校区のオレンジヒルから毎朝児童が40名以上、7班に分かれて私の家の前をいつも明るく、挨拶を交わしながら登校しています。

この通学路の一部で道路のコンクリート破損や路肩がずれて大変危険な箇所があり、長期間放置されている実態があります。

具体的には、村道川西中道線と川西3号線の中の里道で、通学路でもあり、梅雨どきの大雨で路肩が崩れる危険もあります。また、道路の破損箇所では転倒事故も考えられます。

このような状態を村として、また教育委員会としてどのように考えているのかお聞きします。

以上の3点の質問に的確な御回答、よろしくお伺いをいたします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、森田まちづくり課長。

○森田まちづくり課長 プレミアム商品券の発行につきまして御答弁申し上げます。

村では、緊急経済対策で創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金、地域消費喚起・生活支援型を活用し、村内における消費喚起を図り、経済の活性化につなげることを目的に、千早赤阪村プレミアム商品券を発行します。

発行額面は1冊500円券24枚で、1万2,000円分を1万円で販売し、プレミアム率は20%で、発行総数は3,000冊を予定いたしております。

この商品券は、村内の事業所等のみで利用可能としておりまして、7月から取扱店を募集します。

販売等のスケジュールでございますが、8月28日からお一人5冊を限度として、先着順で販売します。

利用期限は、12月31日までの年内利用を予定いたしております。

以上、答弁いたします。

○井上議長 再質問お受けします。

浅野議員。

○浅野議員 申しわけない。今回のプレミアムつき商品券については、前回の全協でも説明をしていただきましたけれど、質問としてさせていただきます。

答えとしては500円券が24枚で、それが1万円で買える。プレミアム率が20%、これは消費者から見ますと預金の利子よりはるかにお得だということは確かであります。

じゃ、本村のどこの店で使えるんかという声が非常に多くあります。購入は1人5冊まで、それと先着順ということでもありますけれども、買っても使える店がわからないと、やはり買いにくい。村外の人にも買えるのか、まずこれが1点。

取扱店は7月から募集するということでもありますけれども、村の広報紙だけではなかなか周知徹底できないのではないかと。ほかにどのような方法があるのかということでもあります。

これが3,000冊ということで、村の人口が今約5,700人ですよね。赤ちゃんからおばあちゃんまで入れた、おじいちゃん、おばあちゃん、年寄りの方も入れても半数以上が買えるということで、1人5冊までですけど、そういう形で1人1冊としてもほとんどの人が使っていただけるということになります。

できるだけやはり多くの方にご購入いただき、このせっかくの機会でもありますので、このプレミアム率の20%を有効に活用するためにも、どのようなお店で使えるのか、また村外の人にはどのように周知していくのかということをお答えいただきたいと思います。お願いします。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 今回発行いたしますプレミアム商品券についてでございますが、まず取扱店につきましては、事務については現在富田林商工会に委託をするということで進めておりまして、早ければ今月末にも新聞折り込みによりまして取扱店の募集のまず周知を図りたいと思います。それに加えまして、村のホームページ、あと広報紙等で周知に努めていきたいと思っております。

また、富田林商工会からは、会員数、村では80事業所等が加入されておられますが、直接ダイレクトメールでお送りしまして周知を図っていききたいというふうに思っております。

また、販売が始まりますと、村内、村外の方に御購入いただけるという形を予定いたしておりますが、村内の住民の方にも8月後半からの販売という形になりますが、これにつきましても新聞折り込みもする予定をいたしております。また、販売店募集と同様に、ホ

ームページ、広報等で周知をしていきたい。

ただ、村外の方につきましては、一定の広報媒体としましてはホームページ等になるかと思えますけれども、できるだけ村の観光施策を進める上でも一定来村者の方にも周知できるような形で、村内ではロープウェイ等々でポスター等早い段階で掲出いたしまして周知していきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 ありがとうございます。いろいろと細かい点でお答えいただいたと思います。

たまたまきのう私も党のほうの会合をくすのきホールでさせていただきました。

そこで、河南、太子分含めていろんな意見が出てたんですけども、ある一番条件のええところで、富田林なんかは往復はがきですか、それで抽せんとかいろいろあるんですけど、先着順で販売していったら、途中からもうみんなが買いたいという人が多くなって抽せん変わったというところもあるそうです。

私ども、そんな心配ないかと思えますけれども、これからできるだけ多くの人に使っていただけるようにするためには、例えば道の駅とか直売所、そんなところでもやはり一般の方がよく使われると思えますので販売していただきたいということをお願いしたいと思います。

それと、きのうも話出てたんですけど、折り込みまたは広報紙とかということで、新聞とっておられない方もあるんじゃないか。そんなところに折り込み入れたってやはり周知できない。広報紙は全戸各戸に配付されますので、中身はなかなかページ数になにか書いてあっても見にくいので、いつも駐在所さんが張り出されるような紙を別にして、何かカラー刷りは別として、カラーの紙とか何かそういう法をとっていただけないのか。

それと、道の駅とか直売所でも使えるようにしていただきたいですけど、そんな考え方はないのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 まず、この事務を進めるに当たりまして、先生おっしゃるとおりまず事業所さん、御参加いただける事業者さんが非常にうちの村の場合は少ないであろうということでございまして、できるだけ御参加いただけるように周知をしていきたいというふうに思っております。

また、実際券を販売するに当たりましては8月28日から5日間、まずは限定といたしまして、くすのきホールで富田林商工会の方によりまして集中的に販売をさせていただきます。

たいというふうに思っております。

万が一その券が売れ残ったという場合は、役場の私どものまちづくり課のほうで引き上げまして、随時先着順で販売していきたいというふうに思っております。

また、広報等の啓発につきましては、できる限り紙面を使うのか、チラシで別途同時配布させていただくのかということも含めまして、啓発どういう形でいいのかということを検討しまして進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○浅野議員 道の駅と直売所の関係。

○森田まちづくり課長 あくまで道の駅と直売所につきましては事業所さんという形になりますので、手を挙げていただけるかどうかというところあるんですが、できるだけ多くでも、一つでも多い事業所御参加いただけるように啓発していきたいと思っております。

○井上議長 要望をお受けします。

○浅野議員 いろいろと工夫とか大変ですけれども、この8月から12月にかけて集中的に販売するということですので、いろいろ考えてよろしくお願ひしたいと思ひます。

私も森屋に喫茶店があります。そこへ話しかけて、たまたまお茶飲みに行ったときに、何か500円でおつりが出ないということなんで、500円とか1,000円ぽっきりの定食とか何か考えたらどうか。いや一遍考えてみるわということ言うてくれてますので、そういうところもいろいろ図りながら、もうおつりが出なくてもこのほうがやっぱり便利やなということで、一人でも多くの方に使っていただけるようにお願ひしたいと思ひます。要望としておきます。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 役場新庁舎の建設について御答弁申し上げます。

まず、新庁舎の規模と具体的な場所及び予算規模についてでございますが、新庁舎建設基本計画の中では、延べ床面積は約3,000平米を上限とし、概算事業費を約10億円から13億円程度と見込んでおります。

具体的な建設事業費につきましては、現在基本設計及び実施設計策定に向け、事業者からのプロポーザル方式による提案を募集するための準備を進めております。

事業者からの提案を基本に、議員の皆さんを初め、庁舎建設検討委員会等からさまざまな御意見をいただきながら、基本設計及び実施設計を行っていく中でお示ししてまいりたいと考えております。

また、新庁舎の場所についてでございますが、老朽化し、大規模な改修が必要なくすのきホールを取り壊し、ここに庁舎とくすのきホールが有している生涯学習機能を合築した

形で整備を行いたいと考えております。

次に、建設に向けてのスケジュールでございますが、今後プロポーザル方式による業者選定を行い、平成27年度に基本設計、平成28年度に実施設計、平成29年度、30年度で建築工事を行い、平成31年度の供用開始を目指し進めていきたいと考えております。

次に、進入路の確保についてでございますが、今後新庁舎建設基本設計やくすのきホール周辺整備基本計画とあわせ、現在検討を進めている新たな公共交通システム、今年度策定予定の村道整備計画とも整合を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、駐車場の確保についてでございますが、新庁舎の配置が固まった段階で敷地内に確保できる台数を検証し、必要であれば隣接地での確保を検討してまいります。

以上でございます。

○井上議長 再質問お受けします。

浅野議員。

○浅野議員 かなり詳しくちょっと言っていたきまして、今くすのきホールを壊すという事で話をさせていただきました。

このくすのきホールというのは、大規模な改修が必要であるということ今お聞きしたんですけども、改修費用というのはどのぐらいかかるのか。

また、きのうもちょっと利用させていただいたんですけど、くすのきホールっていうのは建設してからまだ二十数年しかたっていないと思うんですよ。やはり住民からの声としたら、取り壊すのはもったいないん違うかという声が聞こえると思います。それはどうするのか。

また、くすのきホールを取り壊して、そこに新たに新庁舎とか生涯学習施設利用、設備使用、施設を整備しようという考え方、なぜそないなったのかということをお聞きしたいと思います。

4つ目は、隣にも郷土資料館がありますよね。あの辺はどうするのか。今先ほどの審議では楠公誕生地を整備されましたけど、まだ郷土資料館が、あれの建物がかなり古いんじゃないかと思えますけれども、これについてどうするのか。この4点、ちょっと考え方をお聞きしたいと思えます。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 くすのきホールについてでございますが、現状のまま維持した場合の改修費といたしましては、雨漏りによる屋根の改修、また空調設備、照明器具、舞台のつり物や操作盤の改修など約3億7,400万円を見込んでおります。

一方、解体する場合の解体費用につきましては、1億1,500万円を見込んでおります。

また、利用効率を見ましても、ホールにつきましては平成26年度では年間35件の利用しかなく、ホールを利用する際には別途照明や音響を操作する人員の確保が必要となります。改修に莫大な費用を投資しましても利用効率は極めて低く、費用対効果が見込めないため、抜本的な見直しが必要であるというふうに考えております。

また、資料館につきましては建築後30年が経過しております。今後、老朽化による大規模な改修が必要となってまいりますのであわせて解体し、新庁舎の中に資料館展示スペースを設けてまいりたいと考えております。

さらに、住民の避難所機能などをあわせ持つ施設を整備することにより、庁舎建設だけでは活用できない過疎債や防災、生涯学習機能の充実に向けた補助金の活用等によりまして経費削減を図り、効率的な庁舎建設ができるようにさまざまな工夫を凝らしながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 かなり思い切ったことですね。あのくすのきホールを改修じゃなくって潰してしめて、新たにそこに建設するという思い切った御回答だったんですけど、昔はかなり景気がよくて、各自治体も箱物ばかり建てたと思います。今、それで苦勞してる自治体が多いと聞いておりますけれども、やはりこのくすのきホールも例外ではありませんし、村の人口も今減少傾向、利用効率も悪いということから、何とか住民の方にも説得していただいて、私もそれじゃ利用件数も少ないから仕方がないかなと今考えております。

そこで、村長にお聞きします。

本村は高齢化でお年寄りも多いと。これは、事実そのとおりなんですけども、新庁舎とあわせて、生涯学習機能を兼ね備えた複合施設を整備するということですが、村民に新たな負担が生じるんじゃないか、また税金が上がるんじゃないかという心配があります。お年寄りの方は、やはり細かいところまで計算されております。

また、くすのきホールが担っていました生涯学習機能、村として今後どのように担保していくんかということでもちょっとお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 中野課長が答弁いたしましたくすのきホール、改修費用が約3億7,000万円ということで、改修の場合は過疎債の適用がございません。

また、くすのきホールを取り壊し、新たにこうした生涯学習施設を整備する場合は過疎

債が充当でき、くすのきホールの解体費用約1億1,000万円、郷土資料館の解体費用の2,000万円の計1億3,000万円を要しても、残り2億4,000万円の一般財源で約8億円規模の施設を新築することが可能でございます。

また、新庁舎と生涯学習施設を合築することにより、国等の補助金の確保や会議室の共用化などを図り、建設経費の節減に努め、村民の皆さんに極力御負担をおかけすることがないようにさまざまな工夫を凝らして、庁舎と生涯学習施設の一体的な整備に取り組んでまいりたいと思っております。

生涯学習施設の機能については、効率的な管理運営ができることはもとより、村民の皆さんの御意見もお伺いしながら現在のニーズにマッチした機能を盛り込み、村民が出会い、交流できる活動拠点として、また村民の安全・安心を守る防災拠点の位置づけもあわせ持った村民の皆さんに使い勝手のいい施設となるよう整備を行ってまいりたいと考えております。

議員各位におきましても、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

○井上議長 要望をお受けします。

○浅野議員 ありがとうございます。もうちょっと昼過ぎました。

新庁舎の計画ですけれども、やはりいつも思うんですけど、住民のニーズ確実に把握をしていただいて、もう昔みたいな箱物ばかりつくるというイメージじゃなくって、無用な投資とならないように、身の丈に合った整備計画を策定、これをお願いしたいと思っております。

今後庁舎建設事業を進めていくにも、しっかりと村民、住民の方に情報を開示していただきたい。また、基本設計が先ほど平成27年ですか、実施設計は平成28年ということでお答えいただきましたけども、やはりそこに村民の方の声を反映していただいて、いつまでも愛され親しまれ利便性のある施設になるように、事業に対してもやはり円滑に推進していただきたいということを要望しておきます。

○井上議長 質問事項3番目の答弁者、赤阪施設整備課長。

○赤阪施設整備課長 通学路の安全確保について御答弁申し上げます。

学校の通学路については各学校で指定し、集団登校などで児童の安全確保に努めているところでございます。

通学路には、村道などの公道のほかに私道なども含まれています。御質問の通学路は里道であり、本来その管理は地元の地区において行っていただくこととなっており、こうした傷んだ里道の補修に対する村の支援としましては、原材料の支給を行い、地区で補修していただくことが基本となっております。

地区から原材料支給の要望があれば、児童の安全確保の観点から速やかに対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

浅野議員。

○浅野議員 今回特に問題視してるのは通学路、普通の農家の方が1人や2人山とか行くための、もう人間歩く幅だけの狭い里道を意味してるんじゃないかと、毎日40人以上が行きと帰り、そこに中学生も女生徒も含まれております。女生徒入れたら50人ぐらいになると思います。だから、そこを毎日行き来してるところは危ないということで今問題視しております。

先ほど、村として、教育委員会としてということでは言いましたけども、ちょっと教育委員会の答えもいただきたいと思います。

そこが壊れると迂回路ということあるんですけども、迂回するとやはり墓地の横を通る危険があります。昔不審者が出たということで、多分今の状態、里道を通るように通学路が設定されたとは私は思っております。

そういうところ、教育委員会としてもやはり知らんでは通らないと思いますので、御回答お願いしたいと思います。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 教育委員会では、これまで警察や道路管理者である村、大阪府とともに通学路の現地調査も実施しまして、安全確保が必要であるというようなところにつきましては、管理主体により安全対策を講じていただいております。

御質問の通学路は里道であることから、地元住民に整備いただくことを働きかけてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 くだいようですが、もう一回質問させていただきます。

確かに教育委員会としても、普通なら受益者負担という形でそこ通る人とか地元の区長も相談してるんですけど、地元でやればいいということになるんですけども、あの里道幅1メートルぐらいだと思うんですけども、やはりそこに下水道が通ってるんですよ。里道といってもこの下水道布設するのに、里道だから地元でやれということにはなっていない。村がちゃんと布設したところなんですよ。

これ、例えばですけど、これから梅雨どきになって路肩が崩れて、その下水道管があら

わになって露出して、もうやはりこれは地元で整備しないとイケないのか。

たまにそこ通っておって、通学してる児童と出くわしたときに落ちる危険も考えられます。想定で物言うわけじゃないですけども、もしそうなって路肩が崩れても、やはりあらわになった下水管があっても地元でやれと、こういうことになるんでしょうか。ちょっとそこら辺お願いしたいと思う。

○井上議長 赤阪課長。

○赤阪施設整備課長 今先生御質問の路肩が崩れて下水道が入ってて、それはどうなるんやというふうな御質問でございますけども、下水道管に影響があるとかそういったことがございましたら、村のほうで補修はやってまいりたいと考えております。

○井上議長 要望をお受けします。

○浅野議員 下水道管に影響があったらというの、普通に車の通るところじゃないんで、人間しか通りませんので、僕ら土木のちょっと経験、土被りが1メートル200も入ってないと思います。浅いと思います。

だから、崩れれば多分すぐそれが影響が出るんだと思うんですけども、影響があるとかないとかじゃなくって、これはちょっと問題じゃないかと思います。地元だけの責任ではないと思います。やはりそこで教育委員会とか先ほど認識していただいていますんで、教育委員会、村、また地元区長とかよく話し合っていて、区長とか話しましたが、全てが行政でやってくれというわけじゃない。やっぱり地元も負担ちゃんと考えて、負担すると言っておりますので、ちょっと話し合い持っていて、行政にはこれは地元だと押しつけんじゃなくて、やはりいろんなケースがあると思います。

だから、私としてはあの道里道ではありますけれども、本来ならば村道に格上げしてもいいんじゃないかと思うぐらいの強い思いを持っております。

だからそこで、ここでやりとりしても結論が出ませんので、もう村長、副村長、教育長もちょっとお願いしたいんですけども、ぜひともちょっと相談をしていただいで、通学路、今赤阪小学校の3分の1の児童、そこへ中学生の女子生徒が通っておる道なんです。何とか地元の方と話し合いをしていただいで、全額行政の負担とは申しません。

どうかそれだけ、ぜひともこれをいつまでもほっとくんじゃなくて、解決の方法をぜひとも、もう一回行きます、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。立候補じゃありませんけど、よろしくお願ひいたします。

○井上議長 ここで休憩を行います。

1時から再開いたします。

午後0時09分 休憩

午後1時00分 再開

○井上議長 午前中に引き続き、再開いたします。

第3番目の質問者、清井議員。

○清井議員 議席番号5番、清井でございます。

通告のとおり、遊休財産の有効利用または処分についてお聞きします。

昨年3月の定例会で質問しました標記について、その後の進捗、経過をお聞きします。

まず、分校跡地ですが、隣接地権者との境界確定の民事調停が合意に至らず、法務局による筆界特定の手続を進めているということではありますが、その進捗状況と接続道路であります村道森屋桐山線の幅員確保について、全ての関係地権者との合意はできたのかお聞きします。

次に、小吹台方転地ですが、売却に対する具体的な提案はない。今後土地利用等について検討するとの答弁でしたが、その後どうなっているかお聞きします。売却、貸し付け、または村が活用するのか、その方針をお聞きしたいと思います。

3番目に、旧千早小学校ですが、有効活用について具体的検討には至っていないということでしたが、村づくり経営計画の資産有効活用に上げてる遊休地として検討が急がれるのではないかと思います。その後どう検討されましたか。

4番目に、村づくり経営計画の資産有効活用に上げている遊休地以外の土地については総合的に整理を進めるという答弁でありましたが、その後整理はどのように進んでいるのかお聞きします。

以上です。

○井上議長 答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 遊休財産の有効利用または処分について御答弁申し上げます。

まず、分校跡地についてでございますが、再三隣接地所有者に対し境界確定の立ち会いを依頼しましたが、立ち会いに応じていただけなかったことから、昨年6月議会において民事調停関連議案の可決をいただき、同年10月及び11月の2回にわたり調停を行いました。結果として和解に至らず、調停不調となりました。

今後、村としましては公有財産の適正管理及び遊休公有財産の有効活用の観点からも、このまま放置しておくわけにはいかず、訴訟による解決を図りたいと考えております。

このため、現在訴訟の準備段階として、法機関による境界確定を行う筆界特定制度の活用に向け、現地測量などに取り組んでおります。

次に、村道森屋桐山線の幅員確保についてでございますが、拡幅に必要な土地の地権者

が3件おられ、うち2件については了解をいただき、既に用地については平成26年10月に買収済みであります。

残り1件につきましては地権者の協力が得られず、現在まで用地買収には至っていない状況でございます。

今後、用地買収の状況によっては、既に用地取得が完了した箇所の先行的な工事実施などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、小吹台方転地についてでございますが、平成25年度に境界確定を完了し、現在ここせ幼稚園や中学校の通園、通学バスの方転地、また小学校の運動会時の駐車場として利用しております。

今後の土地利用につきましては、具体的な検討には至っておりません。

次に、旧千早小学校につきましては、ことし2月に旧千早小学校区の5地区長の連名により、旧千早小学校の施設の有効活用に関する要望書が提出されました。

その内容としましては、旧千早小学校区には広域的に活用できる施設がないことから、健康福祉のコミュニティ交流の場や避難所、スポーツ振興による運動場の活用など地域住民が利活用しやすい施設整備を強く望むとの内容でございました。

こうした要望を受け、村としましては本年7月に地区長の皆さんと地域の実情に合った有効な活用方策等について協議検討を行う場を設ける予定でございます。

また、こうした意見交換につきましては継続的に開催し、地域の御意見をお伺いしてまいりたいと考えております。

次に、村づくり経営計画における遊休公有財産以外の遊休地の整理についてでございますが、今後全ての公共施設や公有財産について長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うため、公共施設等総合管理計画を平成28年度中に策定する予定でございますので、その中で公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

清井議員。

○清井議員 ただいま分校跡地につきましては、接続道路に関する課題は残っているものの、地籍整理を進めるという点においては一步前進したのかなと考えております。

旧千早小学校については地元地区との協議が始まるということで、一定の方向性が出てきた、そのように理解できると思います。

そこで、小吹台方転地ですが、小吹台方転地については通学バスの方転地駐車場として

利用しているものの、今回の答弁もまだ土地利用については具体的な検討に至っていない。

再々申しますが、村づくり経営計画の資産活用という観点からぜひこれも進めていかなければならないのではないかなと思ってますが、今後どうされるのか。

そして、村づくり経営計画の資産有効活用に上げてる遊休地以外の土地については、ただいま公共施設等総合管理計画を28年度中に策定して、総合的、計画的な管理を進めるという答弁いただきました。

そこで、この公共施設等総合管理計画っていうものについての具体的な取り組みをお聞きしたいと思います。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 今後の予定でございますが、平成27年度に全ての公共施設について、取得原価の調査や開始時簿価の算定など本村における新地方公会計の導入に必要な財務書類との連動が可能となる固定資産台帳の整備を行ってまいります。

その後、その整備した固定資産台帳をもとに、公共施設の老朽化度合いや利用状況、また維持管理、更新等に係る中・長期的な経費の見込みなど施設の現状や課題を客観的に把握、分析しまして、公共施設の管理についての基本的な考え方を公共施設等総合管理計画として平成28年度中に取りまとめる予定をしておりますので、その中で小吹台方転地につきましても検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○井上議長 清井議員。

○清井議員 要望しておきます。

私は、遊休土地の有効活用ということについて、これまで平成25年9月、そして前回26年3月、そして今回とずっと質問させてもらってきました。

この間で、村づくり経営計画に上げてる遊休地で有効活用ができたのは自休村センターの貸し付けだけであった、そう思っております。そうやったと思います。

今後、公共施設の管理計画を立てて、遊休財産の計画的な管理を進めるっていうことの答弁いただきましたので、今後はより積極的な取り組みをお願いしたい。要望して終わります。

○井上議長 第4番目の質問者、田中議員。

○田中議員 6番、田中博治でございます。

私は、議長通告に基づき、以下2点について質問をいたします。

まず1点目は、大災害時の孤立化を防げ、ヘリポートの新設をについて、2点目は公立

小・中学校の空調機整備後に夏期授業はできないかについて質問をいたします。

まず1点目の大災害時の孤立化を防げ、ヘリポートの新設をについて質問いたします。

平成23年3月に発生した東日本大震災を初め、最近では鹿児島県の屋久島町の口永良部島での大噴火等上げれば切りがございません。また、南海トラフ巨大地震もいつ発生してもおかしくない状況であり、先に示された大阪府の被害想定では、津波等により避難ができれば約13万人の死者が出ることも想定されております。また、甚大な被害状況が示されたところでございます。このため、大阪府においても少しでも被害を少なくする減災に対するさまざまな取り組みが現在進められております。

さらに、我が国の至るところでは、こうした地震災害だけでなく、異常気象による集中豪雨により大規模な土砂災害等が発生し、集落が一瞬にして土砂にのみ込まれ、多くのとうい人命が犠牲となるなどの痛ましい災害が多発しております。

一方、本村について見ますと、南海トラフ巨大地震による津波被害は皆無であるものの、地域の80%以上が森林に覆われており、一たび集中豪雨や大地震が発生した場合、土砂災害が危惧されております。土砂災害が発生すると、交通網が遮断され、各集落が陸の孤島となり、人命救助や緊急物資の輸送がままならない状況が生じることは言うまでもありません。

こうした災害が発生した場合、被害最小限に食いとめることが何よりも重要であり、日ごろから避難方法や経路、救助方法など、命を守り、命をつなぎ、必要不可欠な行政機能が維持できるように事前の備えを万全に行うことが不可欠であると考えております。

とりわけ、最優先で考えなければならないのが、道路交通網が遮断された地域の方々の人命救助や生活の確保ですが、私は以前に報道された和歌山県の古座川町とみなべ町であります。古座川町では、同町の総合センター内の敷地内にヘリポートが整備されており、防災、減災の取り組みとして、ヘリコプターによる救助、救援活動が報道等で紹介され、この取り組みこそが本村にとって非常に有効な手段であると痛感いたしました。しかしながら、ヘリコプターを使用するに当たっては、離着するヘリポートをまず確保しなければなりません。

そこで、本村における災害時用のヘリポートについて、現在どのような状況になっているのか、また災害時用のヘリポートについてはどのような条件のクリアをする必要があるのか、あわせてお伺いいたします。明快なる御回答をお願い申し上げます。

2点目の質問は、空調機設置後に夏期授業はできないかについて質問をいたします。

本年6月議会の初旬に村立小学校と幼稚園に空調機設備工事を行う議決を行ったところでございます。この設置工事には、5,500万円もの大金を投じて各教室に設置される

ものでございます。赤阪小学校で9台、千早小吹台小学校で10台、村立幼稚園で2台の合計21台であります。

空調機が各教室に設置されれば、快適なる授業が行われ、教育環境の向上が一段と期待されます。これにて、幼稚園と各小学校と村立中学校の耐震化工事の実施とあわせて、各教室に空調機設置と教育環境はがらりと変わると思っております。松本村長初め、矢倉教育長の御英断に、この席をおかりしまして感謝を申し上げるところでございます。

ところで、4月21日に全国学力テスト実施に伴う千早赤阪村立中学校の未履修問題が発生いたしました。

それについて、村立中学校の理科における未履修問題の経過として、4月22日に村立中学校の校長より未履修についての報告が村教育委員会に行われました。4月23日には府の教育委員会から調査があり、村立中学校で未履修問題があったことを報告されました。そして、4月24日に学校長が3年生に対して、今回の経過等の説明と謝罪を行ったとされております。5月1日には、PTA総会で今回の事案についての説明が行われたと聞いております。

今回の村立中学校で起きた未履修問題につきましては、村立中学校の生徒さんには何ら瑕疵はありません。しかし、中学校の先生に言わせると、授業時間が不足しているとか台風やインフルエンザによる学級閉鎖など、いろいろ言いわけはあると思っております。

今後、こうした再発防止に向けた取り組みとして、各学校における空調機設置工事完了後の夏休みに夏期授業を取り入れられないものかお伺いをいたします。ありがとうございました。これにて、私の2件全て終わります。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、吉田副村長。

○吉田副村長 ただいま田中議員より御質問のありました大災害時の孤立化を防ぐヘリポートについて御答弁を申し上げます。

まず、本村における災害時のヘリポートについてでございますが、村の地域防災計画におきまして、災害時用臨時ヘリポートとして村民運動場1カ所を選定しているところでございます。

次に、災害時用のヘリポートを選定するための必要条件についてでございますが、航空輸送の安全確保の観点から、細かな選定条件が定められております。

具体的には、まず地盤は堅固な平たん地であること、また地積につきましてもヘリコプターの形状に応じ異なりますが、大型ヘリコプターの場合、100メートル四方、約1万平方メートル、中型ヘリコプターの場合、50メートル四方、約2,500平方メートル、小型ヘリコプターの場合、30メートル四方で約900平方メートルの地積が必要と

なっております。

また、こうしたヘリコプターが安全に離着陸を行うため、2方向からの離着陸が可能で周辺に支障となる障害物がないことやヘリコプターが離着陸後の救助、救急活動を円滑に行うための車両の進入路があることなど、こうしたさまざまな選定条件をクリアする必要があります。

以上でございます。

○井上議長 再質問お受けします。

田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。再質問させていただきます。

ただいまヘリポートについて御答弁をいただきましたが、私が一番に危惧しているのは、東南海地震等の大地震発生を想定した場合に、その大災害により千早大橋が崩壊すれば、橋より奥に住んでおられる村民の皆さん、つまり奥千早の方々でございます。ここに松本村長もおいででございますが、奥千早に住んでおられます。各道路は山崩れ等により通行不能となります。たちどころに奥千早の村民の方は孤立してしまいます。

また、松本村長は指揮官として千早赤阪村の役場に行き、総指揮をとってもらわなければなりません。そのためにもヘリコプターは大切な役目ではないでしょうか。

今、村では奥千早のいずれかの場所に金剛山ビジターセンターの建設を検討されておりますが、本年は基本設計を策定されると発表されております。

私は、このビジターセンターに併設する形でヘリポートの整備ができれば、この奥千早地区の村民の皆様が安心して生活できるのではないかと考えております。

このビジターセンター建設にあわせ、ぜひともヘリポートの整備をお願いしたいと考えておりますが、ヘリポートの必要条件等も踏まえ、その可能性について村としてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○井上議長 吉田副村長。

○吉田副村長 ビジターセンター建設にあわせてヘリポートの整備ができないかとの御質問についてでございますが、現在計画しておりますビジターセンターの候補地につきましては登山口周辺で、その区域面積といたしました府道を挟み約8,000平方メートル程度を想定しております。

また、候補予定地は府道沿いに上下2段に分かれる形状で細長く、ここにビジターセンターの建物及び駐車場を整備いたしますと、先ほど御答弁させていただきましたがヘリポートの整備に必要な条件を満たすことは難しいことから、現時点ではビジターセンターに併設した形でヘリポートを整備することは困難ではないかと考えているところでござい

す。

また、この地域孤立するということなんですけれども、ビジターセンター以外にこの地域周辺におきましてヘリポートが確保できないかというところを検討いたしましたところ、土砂災害により麓からの道路が断絶されるおそれがございますが、府立金剛登山道第1駐車場、第2駐車場が考えられます。

この駐車場は、これまでからも木材搬出にヘリコプターを利用した実績があり、ヘリポートの選定条件である敷地面積等の要件を満たしていますことから、交通網が確保できる場合は重要な役割を担うことが可能となります。

今後、大阪府の関係部局と施設整備を初めとするヘリポートに必要な諸条件がクリアできるのか、またこの駐車場が災害時に府から借用し、どのようにヘリポートとして活用できるのかなどをさまざまな観点から村地域防災計画の改定にあわせ、協議検討を行ってまいりたいと存じます。

また、議員お示しのように、ヘリポートの確保につきましては被害を減少させる上からも非常に重要なものでございます。今後、村トータルでの災害対策を行う中で、現在整備を検討しております新庁舎周辺等を初め、村の公共施設周辺においてどのような確保ができるのか、あわせて検討してまいりたいと存じます。

私からの答弁は以上でございます。よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○井上議長 質問お受けします。

田中議員。

○田中議員 要望しておきます。

ありがとうございました。災害時用のヘリポート確保については、航空輸送の安全確保の観点から細かな選定基準が設けられており、ビジターセンターに併設することは難しいことは理解いたしました。

ただ、災害対策を行う上で、被害を最小限に食いとめるためには、村の地形や交通網を考えた場合、やはりヘリコプターの活用が不可欠であり、村には村民運動場を災害時用のヘリポート基地として選定しておられますが、1カ所では心もとないものが事実であります。

村では、今後新庁舎の建設を初め、庁舎周辺のまちづくりにも着手されようとしておられます。このような施設周辺や防災上の課題等を有する地区の状況も勘案しながら、できる限りヘリポートの確保を行い、村民の皆さんがいざ災害が発生した際には被害を最小限に食いとめられるようにしっかり取り組んでいただきますよう要望いたします。ありがとうございました。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、北浦教育課長。

○北浦教育課長 空調機設置後、夏期授業はできないかについて御答弁申し上げます。

空調設備が整っている大阪府内の小・中学校では、そのほとんどにおいて従来の夏休みの一部を短縮し正規の授業が行われています。このように空調設備が整いますと、夏休み期間中にも正規の授業時間を確保し、必要とされる履修内容を確実に消化できるとともに、児童・生徒の学力向上にも資することができるものと考えております。

今後、教育委員会といたしましては、こうした教育環境を生かし、来年度以降の夏休みの授業のあり方について、中学校の部活における大会や小・中学校教職員の研修など、従来実施されてきた夏休み期間中の活動を勘案しながら学校とも協議し、小・中学校の教育活動の充実と学力向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、私立中学校の未履修問題につきましては、夏休み期間中の授業のあり方はもとより、今後こうした事態の再発防止に向け、学校全体でチェックできるような防止策の策定等もあわせて検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。立派な御答弁をいただきましてありがとうございました。

ところで、教育長へお尋ねしますが、去る4月21日に発生しました私立中学校の未履修問題についてお尋ねをいたします。

さきにも述べましたが、私立中学校の生徒さんには何らの瑕疵はございません。その生徒さんたちは、この事態に対して一生悔いの残る問題かもわかりません。

その点について、以下をお尋ねいたします。

なお、数点お伺いいたしますので、ちょっとメモを書いてください。よろしく申し上げます。いいですか、教育長。

1点目は、今回の未履修問題について、矢倉教育長のお考えはどのようなものか、またその未履修問題についての反省点があれば、教育長としての立場でお答えをお願い申し上げます。

2つ目、いいですか。私立中学校保護者の反応、また私立中学校の受験者の方たちの反応はどうであったのかお伺いをいたします。

3つ目、いいですか。松本村長の3つのコメントについての対応はどう対応策をなされたのかお伺いをいたします。

いいですか、4つ目。いいですか。今後の未履修問題の再発防止について、教育長の立場からお伺いをいたします。

いいですか。5つ目、矢倉教育長はその未履修問題については事前に把握をしていましたか、把握していなかったのですか。その点お伺いいたします。

いいですか。6点目、もし理科の1問が出題されなかったと。場合には、その未履修問題は永遠に葬られたっていうんか、わからなかったのではないだろうかと思っておりますが、その点教育長としてどう考えておられますか。

最後ですけど、いいですか。もし矢倉教育長のお子さんがその学力テストを受験をされたとします。そのとき、矢倉教育長がお父さんとして、保護者の一人として学校に対してどのように思われたのか、その点仮想になるかと思えますけど、逆な立場でお答えをお願いいたします。

以上、7点について御答弁をお願いいたします。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 まず、議員お尋ねの1番目の質問でございます。

未履修問題とはということでございますけども、本来履修ができていない、履修すべき項目がその学年度中になされていないということでありまして、つまり簡単に申しますと、先生が教えるべき事柄を、その学年度中に全部教え切れなかったということでありまして。

この4月下旬に受けました全国学力・学習状況調査において、本校、本中学校におきまして、この未履修問題が発覚しましたことに関しましては、議員の皆様大変御心配をおかけいたしましたことを改めておわび申し上げます。

本来、簡単に一言で申しますと、この問題は理科の担当教諭のまだ新採2年目という経験不足の中から指導上のミスが出たものと考えております。

学校長の報告によりますと非常に熱心な先生でありまして、理科の実験を行った際、その後生徒がよく理解できていないと判断した場合は、次の時間もまた同じ実験をさらに行ってというようなこともあったと聞いております。

ただし、授業が非常に熱心だからということによって、この未履修が許されるものではないかと存じます。当然、学年度中、2年生の期末までには終えなければいけないことが、教科書の最後の単元が時間不足により履修できなかったと。そして、たまたまその箇所が全国学力テストに出題されて発覚したということでありまして。

この反省はもちろん、学校としまして、教育委員会といたしまして大きな問題と捉えまして、学校長及び教頭の管理職には今後このような問題が二度と起こらないように、

各学年末ごとだけではなく各学期ごと、1学期、2学期、3学期という学期ごと終了時での指導計画どおり進んでるかどうかのチェック体制をしてくれという指示を出したところであります。

2番目の問題ですけれども、保護者及び生徒の反応はいかがかという質問だったと思いますけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、この問題が起こってすぐ、たまたまPTA総会の場が持たれる機会がございましたので、その場を利用して、学校長から詳しい説明とおわびを保護者に対してさせていただきました。

報告を聞きますと、その場において、またその終了後においても保護者からは意見等は一切出なかったということを知っております。

もちろん生徒にも真っ先に説明とおわびを校長からいたしました。それと最後、生徒自身、この問題が習ってない未履修の問題だということまでは把握できなくて、ただちょっと応用問題的な感覚で捉えていったようでもありますけれども、説明後は、ああ、そうだったのかということでもわかったようでもありますけれども、それ以上の抗議あるいは質問等はなかったと聞いております。

また、もちろんおっしゃいましたように生徒には何ら瑕疵がないことであります。このことは府教委においても考慮されまして、各学校の平均点及び成績を出すときに、この問題を除いて平均点を出すということでもあります。そういった未履修がされたという学校に関しては、そういう配慮をするということを知っております。

ですから、結果といたしましては、生徒たちは何ら不利益をこうむることがなかったということになるかと思います。

3つ目の村長さんが示された3つの提案っていうの、ちょっとそれがよくわからないので、後でちょっと時間ください。

4番目、再発防止に関しましては、先ほど言いましたけれども管理職が責任を持って各教師の指導計画書をチェック、確認していくということで、今後実行していくということを知っております。これがなされますと、二度とこのような問題は起こらないものと思っております。

5番目ですね。事前に私が把握してたかということですが、私はこの問題は中学校から報告があるまでは聞いておりませんでして、初めて中学校からの報告を受けて知ったという状況であります。それは、試験実施後の2日後だったと思います。

6番目のもしこれが試験で出なかったら、もう発覚しないでずっとそのままになっていたんじゃないかと、まさにおっしゃるとおりでございます。

ただ、実際詳しい学校長からの報告では、この担当教師は未履修のままになっているた

めに、中学校3年生の段階で、4月から早速その箇所を授業で始めていたと聞いてます。ところが、あいにくインフルエンザによる学級閉鎖になりまして、最後までやるまでにテストの日が来てしまったということを知っています。

やはり、たまたま今回その箇所がテストに出たからこの未履修問題ということが発覚したことは事実です。やはりテストに出ようが出まいが、学年度中に教えなければいけないことは全て終了しておくというのが本来の教師の姿勢であろうと思っております。

そして、最後のもし私の子どもが生徒だったらどう思うかということをございますけども、やはり先生に、学校に対してしっかり計画どおり授業を教えてほしいということをお願いしたいと思います。

実際、先生も大変忙しい中で時間をやりくりして、授業だけではなくそれ以外にも、特に私どものような小規模な学校は先生が少ないでございますから、いろんな自分の受け持つ授業以外の仕事も回ってきてますし、府のほうへ研修に出かけることもあります。その辺、確かに時間はとられやすいですけども、まず授業というものをやっぱり最優先してほしいなと思っております。

済みません、3番目のちょっと質問がよくわからなかったんで、もしよければもう一度お願いします。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 私言ったらまた再質問できませんので、言いません。そうですか。私再質問できんようになるからね。そうでしょ。

○矢倉教育長 済みません、ちょっと今わかりません。申しわけありません。

○田中議員 いいですよ。

○井上議長 再質問お受けします。

田中議員。

○田中議員 今度は北浦課長へお尋ねいたします。

村立小学校につきましては、工事のスケジュールの関係で夏休み期間中の授業が困難であることは理解しております。

村立中学校では、既に普通教室に空調設備は整備されております。さきの全国学力・学習状況調査で発生した未履修問題のようなことが起こらないためにも、夏休み期間中の授業実施の取り組みは非常に有効であると考えます。

以下、2点についてお伺いをいたします。

1点目は、村教育委員会として、ことし夏休み期間中の授業中の取り組みについて、どのように行う予定なのかお伺いをいたします。

2点目は、今後どのようにこうした取り組みを進めていくおつもりなのかお伺いをいたします。

以上2点、よろしくお願いします。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 村立中学校におきましては、今年度からまず3年生対象に、これまでは夏休み期間中に出席が義務づけられない補習授業として実施しておりましたが、これにかえまして、夏休みの初めと終わりの時期に合わせて5日間、15時間の正規の授業として新たにカリキュラムに組み込んだところでございます。

それから、今後ですけれども、今後は各学年におきましても余裕を持って履修内容ができるよう、確実に消化できるよう、教育活動の充実を図り、村教育委員会と中学校とで協議検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○井上議長 要望をお受けします。

○田中議員 ありがとうございました。

本村の小・中学校の空調設備の整備状況は、南河内地域では先進的な状況にあると思っております。

こうした環境を生かして、教育委員会と学校現場がしっかりとタッグを組んでいただいて、児童・生徒の学力向上に取り組んでいただけるよう要望いたします。ありがとうございました。

○井上議長 第5番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号7番、山形です。

議長通告に基づき、次の点について質問いたします。

木質バイオマス、再生エネルギー、林業活性化について担当課の答弁を求めます。

初めに、再生エネルギーに関する取り組みは、国のエネルギー政策においても多様な動きを見せるところであり、本村においても過疎自立促進計画の中で再生エネルギーに関し、小水力や木質バイオマスに関する調査研究に取り組むことを盛り込まれております。

小水力に関しては、NPO法人自然エネルギーを利用する会・千早赤阪が村域内に所在していた旧千早第2発電所の跡での発電事業について、民間投資を呼び込むような形で事業の推進を検討しているところではありますが、一方で木質バイオマスに関しては議論が進んでないように思われます。

本村は、区域全体の80%が山林であり、林業は主要な産業の一つであります。昨今は木材の価格の低迷で林業の衰退は危機的状態に至っていると申しても言い過ぎではないと感じています。

また、中津原において、森林組合南大阪リサイクルセンターで生産している木質チップは、木質バイオマス発電を主燃料として有望であります。現在は、村外で消費していると伺っております。

木質バイオマスなど複合再生エネルギー分野はますます成長が望めるものと考えられ、これを1つのきっかけとし、林業の復興につなげられないかと考える次第であります。

そこで、木質バイオマスに関する村の認識と動向についてお伺いします。

○井上議長 答弁者、高橋理事。

○高橋まちづくり課理事 木質バイオマス、再生エネルギー、林業活性化について御答弁申し上げます。

木質バイオマスの利活用については、林業を含めた産業の活性化や環境対策の効果が期待されるものと認識しております。

しかしながら、発電所の整備や公共施設への利用に当たっては多額の費用を要することから、まずは調査研究から始めたいと考えております。

環境省から本年5月1日、地域における低炭素地域づくりを推進するため、実現可能性調査、事業化計画の策定から設備補助までを包括的に支援する国庫補助事業としてグリーンパートナーシップ事業の募集が公益財団法人日本環境協会から通知で示されました。

当該補助金は、本村といたしましても非常に有用でありますことから、6月10日に補助金公募の申請を行ったところでございます。

以上、答弁といたします。

○井上議長 再質問お受けします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

高橋さんとは初めてのキャッチボールになります、ここへ来て。よろしくどうぞお願いいたします。

今答弁いただいた中で、発電所の整備や公共施設の利用に当たっては多額の費用を要するという事は、もう私も長年こういう議員を務めさせていただき以上感じておるんですけども、今の答弁の中から環境省から本年度5月1日、地域における低炭素地域づくりを推進するための国庫補助金として、グリーンパートナーシップ事業の補助金公募申請を行ったとの説明ですが、具体的にどのような内容の事業で申請したのかお尋ねします。

○井上議長 高橋理事。

○高橋まちづくり課理事 公募申請いたしました事業内容についてでございますが、公共施設への複合集約的な再エネ設備の導入について、循環型地域づくり先進事業としまし

て、新庁舎や金剛山ビジターセンターへの木質バイオマスボイラー及び太陽光発電設備の導入の可否を検討するため、各システムに利用可能な資源の賦存量と可採量の把握、エネルギー需要変動の分析、最適な設備システムと事業採算性の検討等を行うものでございます。

さらに、本事業は二酸化炭素排出抑制対策が主たる目的ですが、地域資源を活用した産業活性化等の地域課題を解決する副次的効果があるかもあわせて審査され、7月末に決定される予定となっております。

以上です。

○井上議長 質問お受けします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

今の御答弁の中に、本補助金は二酸化炭素排出抑制対策の主たる目的であると。その後審査され、7月末に決定される予定との答弁でございます。

その結果については今ここで質問しても多分お答えできないと思いますので、9月の議会においてその結果を再度質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いときます。

そこで、村過疎地域自立促進計画では、林業復興振興対策として林道や作業道の整備を促進し林業基盤の整備を図るとともに、国土の保全、水源の涵養といった森林の広域的な機能を維持するため、除伐、そして枝打ち、間伐など施業を計画的に行っているとしています。

先日テレビ番組において、木質バイオマス発電を回る特集がありました。全国に木質バイオマスを使った大規模発電所が計画され、その計画を支えるには多量の木質チップが必要とのコメントが出てました。

全国的に木質チップの需要が高まると思われますので、本村のチップ製造の能力向上を図るとともに、森林に放置されている間伐材等を収穫、搬出する仕組みを構築し、林業復興の起爆剤にしてはどうかと思いますけども、いかがでございましょうか。

○井上議長 高橋理事。

○高橋まちづくり課理事 近年国産材の需要の減少、木材価格の低下は、森林所有者の木材生産の意欲を失わせる状況となっております。

こうした中、本村では林業施業者に対し、搬出間伐材等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の整備等の補助を行うための森林環境保全整備事業を実施しているところですが、こうした制度を活用してる施業者もごくわずかでございます。

議員お示しのように、本村は村域の80%以上が森林に覆われており、昨年4月に過疎地域の公示を請けた本村の実情を勘案しましての地域の活性化、雇用や人口増加対策を行う上で、林業の振興は不可欠な施策でございます。

このため、現在申請しているグリーンパートナーシップ事業が採択されれば、その中で間伐材を活用した木質チップの生産に至る森林資源、経済の村内循環システムと雇用の創出、さらにはこれに伴う定着人口増加させるためのスキームづくり等の検討を行ってまいりたいと考えております。

また、府においても現在森林環境税の導入が検討されており、こうした動きも注視しつつ、市場における木材取引の状況も勘案し、林業振興を促進できる取り組みを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○井上議長 要望をお受けします。

○山形議員 ありがとうございます。

細かいことちゅうよりも、こちらも勉強せないきませんもんですから、今先ほどのグリーンパートナーシップ事業、この結果によってこれからの村におけるこの林業、それから今これから進めさせていただいてる新庁舎、それからビジターセンター、これにも全部関係してくるといふふうに私認識しておりますもんですから、そこで要望させていただきます。

かた苦しい言葉を書いたんですけど、自分で何言うてんのかわからんかもわかりませんが御理解賜ります。

林業の衰退は、村の活力も同時に失われていくような感じが非常に寂しく感じております。

村長は、過疎脱却に向けて一流の村づくりに取り組むとよく言われておられます。過疎地として公示された本村にとって、ピンチではなくチャンスやということをよく私も聞きました。あらゆる手段の活用を模索し、林業振興に寄与する政策をぜひとも取り組んでいただきたいと考えております。要望としてお願いします。

今回はこれで終わります。ありがとうございました。

○井上議長 ここで、議会運営委員会副委員長を御報告申し上げます。

議会運営委員副委員長に關口議員が決定いたしましたので御報告いたします。

以上で本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

松本村長より挨拶がございます。

○松本村長 長期間の議会、どうも御苦労さんでございました。

ことは比較的涼しい6月でございまして、暑い思いをしない間に議会が終わりました。

しかし、私どもの村は今ビジターセンターあるいは庁舎建設並びに運営に向かって動き始めました。ぜひ、議員皆様の建設的な御提案、御支援をお願いしたいと思います。2つの建設あるいは運営について、私どもはできるだけ若い人たちの意見を取り入れて行っていきたいと今考えております。

今の現在の世の中、非常に進歩が速いと申しますか、スピードが速い、変革も速いということございまして、私たちが大体一人前なところに銀行は絶対潰れないとか言っておりました銀行が潰れたり、あるいは大阪の成長のエンジンでございました松下、三洋、シャープが創業以来三、四十年で変になるというふうな時代になって、そのおかげで今大阪は非常に落ち込んどるわけでございますが、これからつくるものにつきましても物理的な耐用年数、これはかなりあると思いますが、社会的な耐用年数は今の状況から考えますと三、四十年が関の山かなと、私はそういうふうに考えております。ただ、できるだけ長い間きっちり運営できるように考えながら、職員あるいは住民の皆さんの英知を集めてやっていきたいなど。

特に、先ほど先生の最後の話でもございましたとおり、例えば昭和60年ごろ、私どもの村では山持ちさんは非常にお金持ちでございました。今、お気の毒に全然お金がないというような状況で、世の中どんどんどんどん変わります。そういう時代こそ、我々にとって逆に今非常に財政力指数が、例えば今2.5というような町もございすけども、うちのように財政力指数が3.6とか0.3とか0.4ぐらいの元気のない村でもまたチャンスはきっちりめぐってくると、私はそういうふうに考えておりますので、精いっぱいできるだけ物理的にも社会的にも立派なものをつくっていきたくて考えておりますので、ぜひ皆さんの御協力をお願いいたしまして、簡単ですが私の御挨拶といたします。どうも6月議会、ありがとうございました。

○井上議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、平成27年第2回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後1時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長                    井 上   昭 司

議 員                    関 口   ほづみ

議 員                    浅 野   利 夫